

目次

はじめに	1
第1章 計画策定にあたって.....	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の策定体制	3
4 計画の位置づけ	3
第2章 人権を取り巻く情勢.....	4
1 国際的な動き	4
2 国・府の動き	4
第3章 本市における人権に関する現状と課題.....	6
1 これまでの本市の取組み	6
2 市民意識調査結果からみた現状と課題	7
3 ヒアリング調査結果等からみた現状と課題	20
4 前基本計画の総括	23
第4章 計画の策定方針と施策の体系	24
1 計画の策定方針	24
2 施策の体系	25
第5章 人権行政の推進	26
1 人権行政の基本的なあり方	26
2 推進体制の整備・強化	27
3 市民との連携・協働	29
4 人権相談の充実・救済体制の整備	30
第6章 人権教育・啓発の推進	31
1 人権教育・啓発の意義・目的	31
2 人権教育・啓発の現状と課題	31
3 人権教育・啓発の取組み	32

第7章 人権課題への取組み	33
1 同和問題.....	33
2 子ども.....	34
3 女性.....	36
4 障がい者.....	38
5 高齢者.....	40
6 外国人市民.....	42
7 インターネット.....	44
8 性的マイノリティ.....	45
9 さまざまな人権課題.....	47
第8章 計画の進行管理	52
1 進行管理.....	52
2 評価結果の公表.....	52
資料	53
用語解説.....	53
法律の正式名称.....	55
第2次富田林市人権行政推進基本計画(答申)にかかる附帯意見.....	56
富田林市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿.....	57
第2次富田林市人権行政推進基本計画策定経過.....	58
富田林市人権尊重のまちづくり条例.....	59
富田林市人権尊重のまちづくり審議会規則.....	60

はじめに

人権は、人類の長い歴史の中で人々が苦しみを乗り越えて獲得し、数多くの試練に耐えて守られてきました。世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と謳われ、日本国憲法（以下「憲法」という。）においても、第13条で個人としての尊重が、第14条で法の下での平等が保障されています。

現在では、「人権の尊重」は国際社会において最重要課題として認識され、あらゆる分野においてもっとも優先度の高い政策指標となっています。とりわけ、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、すべての人々の人権を実現することをめざしており、そのため「持続可能な世界を実現するための開発目標」（SDGs）は、人権の尊重が中心となっています。

わが国では、人権に関する制度の整備や施策の推進は、憲法や世界人権宣言をはじめとする国際的な人権諸条約などに沿って図られています。しかし、人権をめぐる社会情勢は大きく変化し、ヘイトスピーチや子どもの貧困問題など新たな課題が発生しています。また、依然として、同和問題や障がい者差別、子どものいじめ、男女格差などさまざまな課題が存在し、人権問題が複雑・多様化しています。このような中で、人権課題に対応した個別の法律が成立し、また新たな法整備に向けた動きがあるなど人権課題の解決は重要な政策となっています。

本市では、2017（平成29）年に、『ひとがきらめく！ 自然がきらめく！ 歴史がきらめく！ みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林』を今後のまちづくりの方向性とし、それを実現するため、『主体的な市民参加と協働によるまちづくり』を基本施策とする「富田林市総合ビジョン・総合基本計画」を策定しました。そして、この度、本市における今後の人権施策の方向性を示した「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、前基本計画に引き続き、すべての人に生命・自由・幸福の追求という基本的人権を保障し、近代社会の原理である市民的権利と市民的自由が確立・保障されるよう、自治体行政は人権行政であるという視点に立って、行政運営を実践していくことをめざしています。

今後は、本計画に基づき、人権行政を総合的かつ計画的に推進していきます。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、わが国においては、市民的権利と市民的自由の主体としての自覚や、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることなど、人権に関する基本的な認識が十分でないことが指摘されています。

本市では、これまで世界人権宣言の趣旨及び憲法の理念に基づき、行政施策に取り組んできました。そして、「富田林市人権尊重のまちづくり条例」にある、すべての市民の人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現をめざして、2007(平成19)年6月に「富田林市人権行政基本方針」を策定し、2009(平成21)年3月には「富田林市人権行政推進基本計画」を策定して、自治体行政は人権行政であるという認識のもと、市民の人権を確立・保障するさまざまな人権施策を推進してきました。

しかしながら、この間の取り組み状況として、人権行政に対する基本的な認識が行政運営全体に十分浸透したとは言えず、また、「人権に関する市民意識調査」の結果から、多くの市民が権利の主体として十分エンパワーできていないといった課題が見受けられました。社会情勢をみても、同和問題、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティなどさまざまな分野において、市民的権利と市民的自由が未保障であったり、侵害されたりする事案が発生しています。特に、インターネットを悪用した人権侵害が深刻化、拡大化する傾向にあり、社会・経済状況の急激な変化による経済的格差や不安定雇用の拡大から、子どもの貧困問題が国を挙げての喫緊の課題となっています。さらには、社会的生産効率を重視する風潮から、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティなどを排除する傾向にもあります。

このように、前基本計画の総括や市民意識調査の結果を踏まえながら、現在の人権をめぐる社会情勢の変化にも対応した、新たな基本計画を策定しました。

2 計画の期間

本計画の期間は、2019年度～2028年度までの10年間とします。ただし、人権をめぐる社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、前基本計画策定以降の人権問題に関わる社会情勢の変化を踏まえ、人権に関する市民意識の動向と現状を把握し、本市における今後の人権施策を効果的に推進していくための基礎資料を得ることを目的に、「人権に関する市民意識調査」を2017（平成29）年度に実施しました。また、関係団体へのヒアリング調査等から、本市における人権に関する現状と課題を明らかにしました。

策定体制としては、「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」に諮問し、人権をめぐる社会情勢、前基本計画の総括ならびに本計画の方向性等について審議していただきました。

また、それと並行して庁内組織である「富田林市人権行政推進会議」を開催し、審議会での意見や進捗状況等を報告するとともに、意見聴取を行いました。

4 計画の位置づけ

本計画は、「富田林市人権尊重のまちづくり条例」で掲げる「人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現」をめざして、本市全体で取り組む人権行政の方向性を示しています。そして、富田林市総合ビジョン及び総合基本計画の分野別施策では、「多様性の尊重による共生社会の形成」に向けて、誰もがお互いを尊重し合えるまちをめざすとしており、これに寄与する計画とします。

第2章 人権を取り巻く情勢

1 国際的な動き

国連では、世界人権宣言が採択された後、規定された権利に法的な拘束力を持たせるため「社会権規約」と「自由権規約」の2つの国際人権規約を採択しました。そして、その後も、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて、さまざまな条約を採択してきました。

現在では、「人権教育のための国連10年」（1995（平成7）年～2004（平成16）年）の終了後も、継続して効果的な人権教育を実施していくために、2005（平成17）年から「人権教育のための世界計画」を開始しています。この計画では、数年ごとの段階（フェーズ）を決め、その段階ごとに領域を定めて行動計画を策定しています。

第一段階は「初等中等教育学校制度における人権教育」（2005（平成17）年～2009（平成21）年）に焦点をあて、第二段階は「高等教育と、あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修」（2010（平成22）年～2014（平成26）年）に重点を置き、2015（平成27）年からは、第三段階として「これまでの取組の強化とジャーナリストやメディア関係者」に焦点をあてた取組みに入っています。

また、「ミレニアム開発目標」（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、「誰一人取り残さない」を理念に、「持続可能な世界を実現するための開発目標」（SDGs）を設定して、貧困や飢餓、気候変動、平和的社会などの課題の解決をめざすとしています。

2 国・府の動き

国では、憲法の趣旨や国際社会における動きを踏まえて、さまざまな人権に関する法律の整備が進められてきました。2000（平成12）年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の理念や、国・地方公共団体・国民の責務が示されました。そして、この法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が2002（平成14）年3月に策定され、2011（平成23）年にはその一部が変更となり、「北朝鮮当局による拉致問題等」が人権課題に追加されました。

近年、施行された主な法律として、働く場面で活躍したいと願う女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざす「女性活躍推進法」（2015（平成

27)年)、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざす「障害者差別解消法」(2016(平成28)年)、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消をめざす「ヘイトスピーチ解消法」(2016(平成28)年)、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会の実現をめざす「部落差別解消法」(2016(平成28)年)など個別の人権関係法の整備がなされてきました。また、この他にも、「いじめ防止対策推進法」(2013(平成25)年)や「子どもの貧困対策推進法」(2014(平成26)年)、「候補者男女均等法」(2018(平成30)年)など、特に取組みを強化していかなければならない課題に関する法律も施行されました。

大阪府では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をめざして、人権施策の基本方向を定めた「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を1998(平成10)年に制定し、2001(平成13)年には、この条例に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」を策定しました。

基本方針では、「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現」「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」の2つを基本理念として掲げ、すべての行政分野において、この基本理念を踏まえた総合的な施策の推進に努めることとしています。そして、基本方針に沿った「人権意識の高揚を図るための施策」を着実に推進するため、2005(平成17)年に「大阪府人権教育推進計画」(2015(平成27)年改定)を策定しました。

2012(平成24)年からは、府と府内市町村の共同の取組みとして人権相談・啓発等の事業を実施し、市町村の人権相談窓口を補完する人権相談事業や、人権教育・啓発や人権相談に携わる人材の養成、市町村が行う啓発事業への支援を行っています。

第3章 本市における人権に関する現状と課題

1 これまでの本市の取組み

本市では、世界人権宣言の趣旨や憲法の理念を具体化すべく、市民憲章にある「みんな一つの輪になって、自由で平等な都市を育てましょう」を合言葉に、「差別を許さない明るいまちづくり」を行政の主要施策として推進しています。

人権施策の推進にあたっては、「人権啓発推進会議」を中心に関係課と連携を図るなど推進体制を構築し、職員研修を階層別を実施するなど職員の人権意識の高揚に努めてきました。また、国連や国・府などの動向を受けて、1997（平成9）年に「富田林市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999（平成11）年には「人権教育のための国連10年富田林市行動計画」を策定してその推進を図ってきました。

そして、2001（平成13）年に、市民一人ひとりの「人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現」をめざした「富田林市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、これに基づき「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」を設置しました。

同和問題をはじめ、子ども、女性、障がい者、高齢者などに関する人権課題については、さまざまな手法を用いて啓発事業に取り組んできましたが、なお多く残る人権課題に対して、今後の人権施策の基本的な方向性を示すため、2006（平成18）年に審議会に対して「富田林市における今後の人権施策について」諮問し、2007（平成19）年3月に答申を受けました。

この答申に基づき、「富田林市人権行政基本方針」を同年6月に策定し、2009（平成21）年に市民の人権確立に向けて人権行政を総合的かつ計画的に推進していく「富田林市人権行政推進基本計画」を策定しました。

この前基本計画では、すべての人に生命・自由・幸福の追求という基本的人権を保障し、近代社会の原理である市民的権利と市民的自由が確立・保障されるよう、自治体行政は人権行政であるという視点に立って行政運営を実践していくことをめざしていました。その取組みとして、すべての部署に「人権教育・啓発推進員」を配置し、「富田林市人権行政推進会議」を新たに組織することで推進体制の整備と強化を図り、人権行政の積極的な推進に努めるとともに、人権教育・啓発の充実に取り組んできました。

2 市民意識調査結果からみた現状と課題

(1) 調査の概要

① 調査方法

対象者：市内在住 18 歳以上の男女 1,500 人

方 法：郵送による配布と回収

期 間：2017（平成 29）年 7 月 27 日～8 月 14 日

② 回収状況

	配布数	回収数	回収率
全体	1,500 人	476 人	31.7%
男性	750 人	174 人	23.2%
女性	750 人	279 人	37.2%
男性・女性と答えることに抵抗を感じる		12 人	-
無回答		11 人	-

③ 回答者の状況

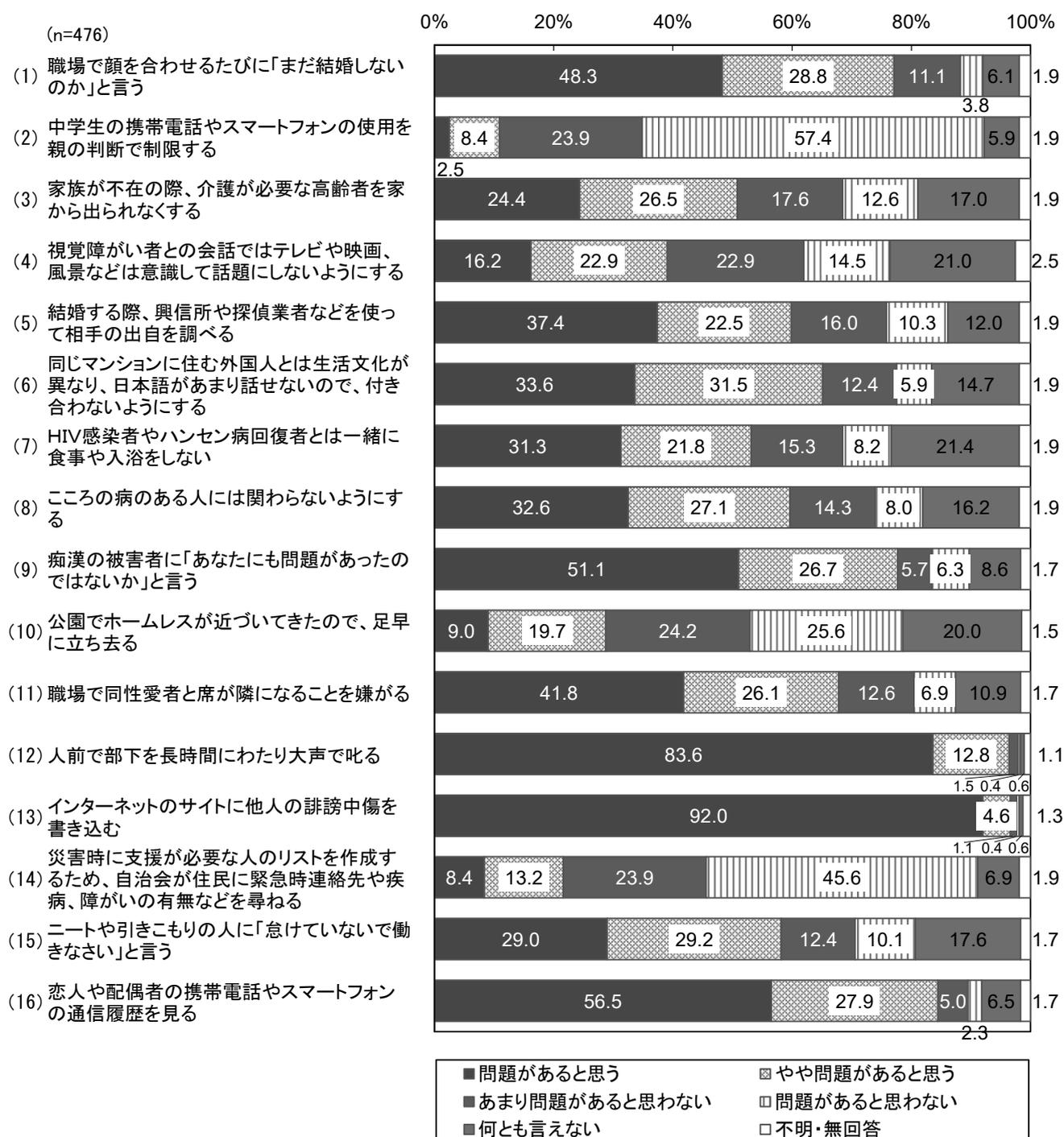
		人数	構成比
全体		476 人	100.0%
性別	男性	174 人	36.6%
	女性	279 人	58.6%
	男性・女性と答えることに抵抗を感じる	12 人	2.5%
	無回答	11 人	2.3%
年代別	18～29 歳	45 人	9.5%
	30～39 歳	60 人	12.6%
	40～49 歳	62 人	13.0%
	50～59 歳	86 人	18.1%
	60～69 歳	108 人	22.7%
	70 歳以上	104 人	21.8%
	無回答	11 人	2.3%

(2) 調査結果からみた現状（抜粋）

① さまざまな人権問題に関する基本的な意識

問 あなたは、次のことがらについて、人権上問題があると思いますか？

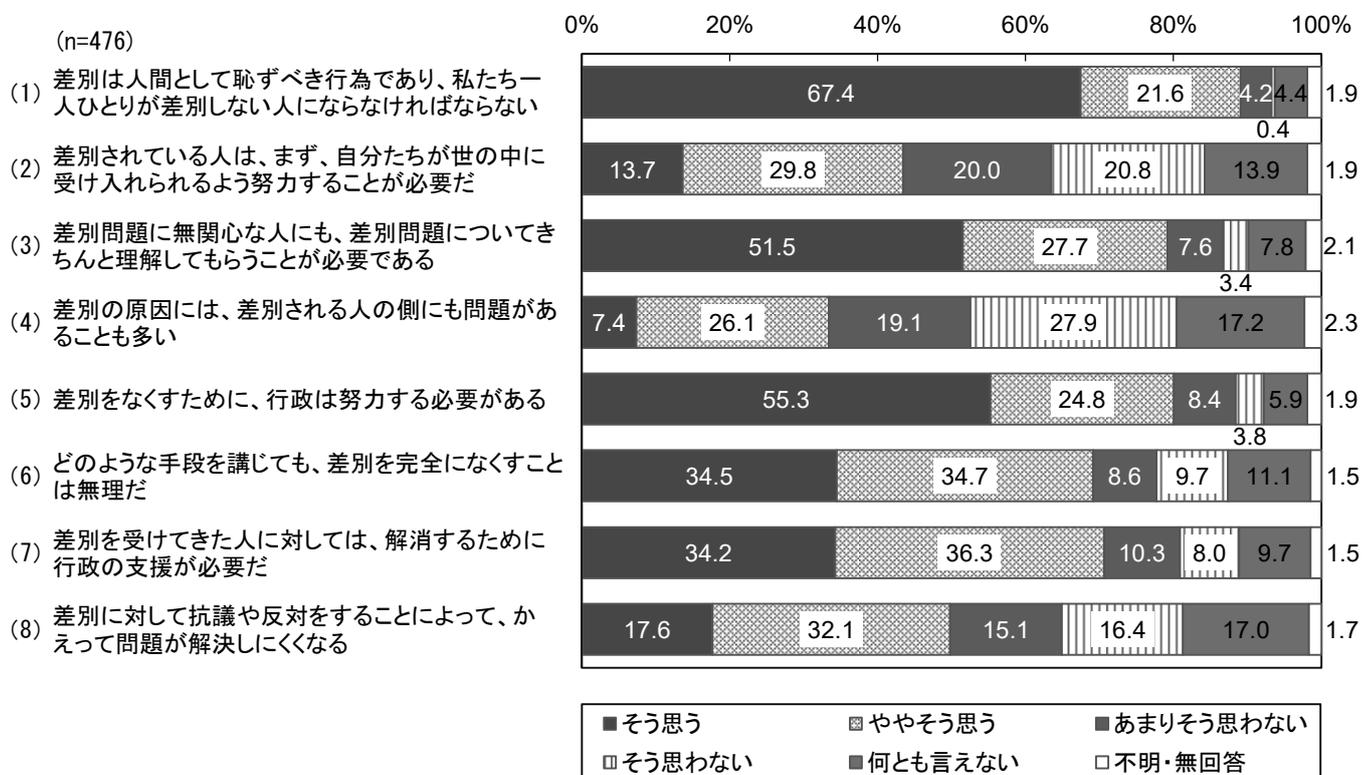
- 人権に関わるものとして、「インターネットのサイトに他人の誹謗中傷を書き込む」、「人前で部下を長時間にわたり大声で叱る」、「恋人や配偶者の携帯電話やスマートフォンの通信履歴を見る」の順に「問題がある」という割合が高くなっています。



② 差別についての基本的な認識

問 一般的に「差別」というものについて、あなたはどのようなお考えをお持ちですか？

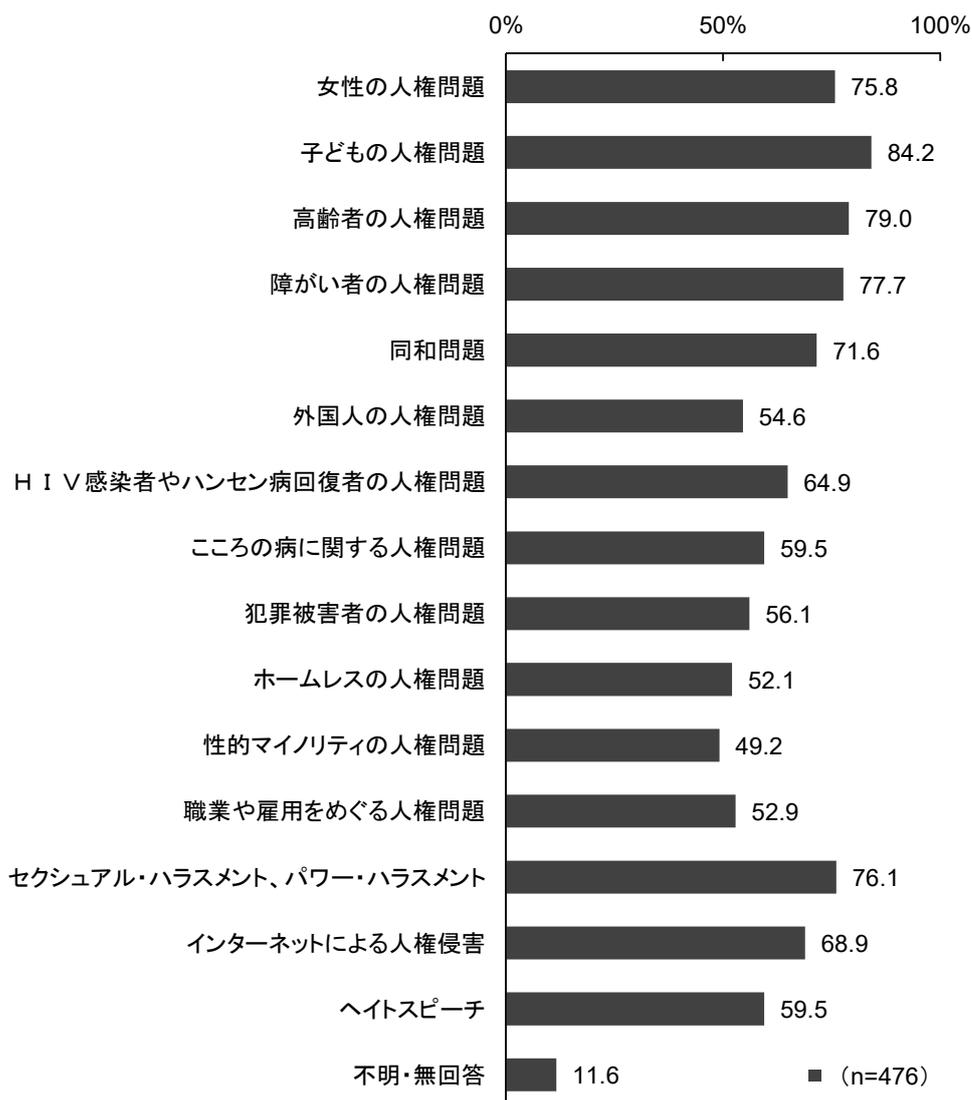
- 差別に関する認識として、「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」、「差別をなくすために、行政は努力する必要がある」、「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」の順に「そう思う」という割合が高くなっています。
- 差別される側に原因や問題があると考えている人は、依然として3～4割います。



③ さまざまな人権問題の認知度

問 あなたは、次の人権問題を知っていますか？

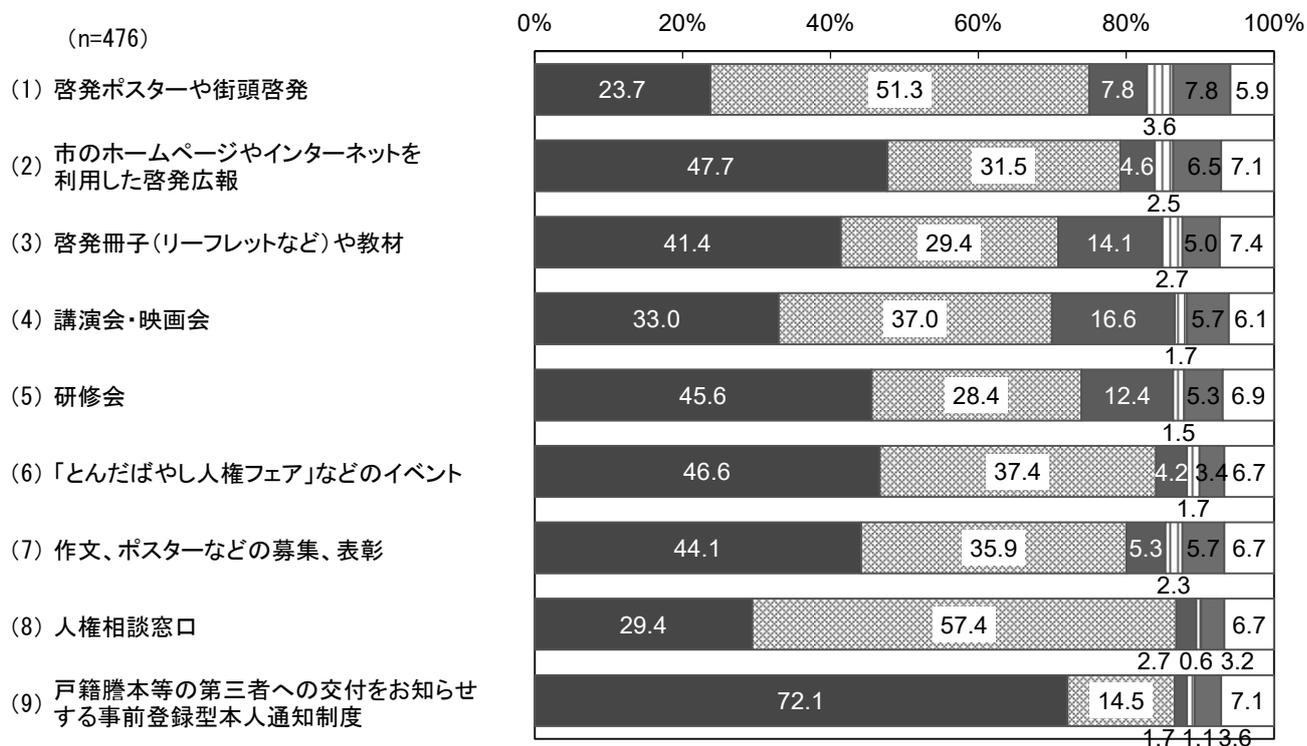
- 認知度が高いのは、「子どもの人権問題」、「高齢者の人権問題」、「障がい者の人権問題」で、8割前後となっています。
- 認知度が低いのは、「性的マイノリティの人権問題」、「ホームレスの人権問題」、「職業や雇用をめぐる人権問題」で、5割前後となっています。



④ 市の人権施策の認知度

問 あなたは、人権問題の解決に向けた次のような施策を知っていますか？

- 人権施策の認知度は、「啓発ポスターや街頭啓発」、「人権相談窓口」、「講演会・映画会」の順に高くなっています。
- 「役に立った」ものとして、「講演会・映画会」、「啓発冊子（リーフレットなど）や教材」、「研修会」の順に高くなっています。
- 「戸籍謄本等の第三者への交付をお知らせする事前登録型本人通知制度」について、7割以上が「知らない」と回答しています。

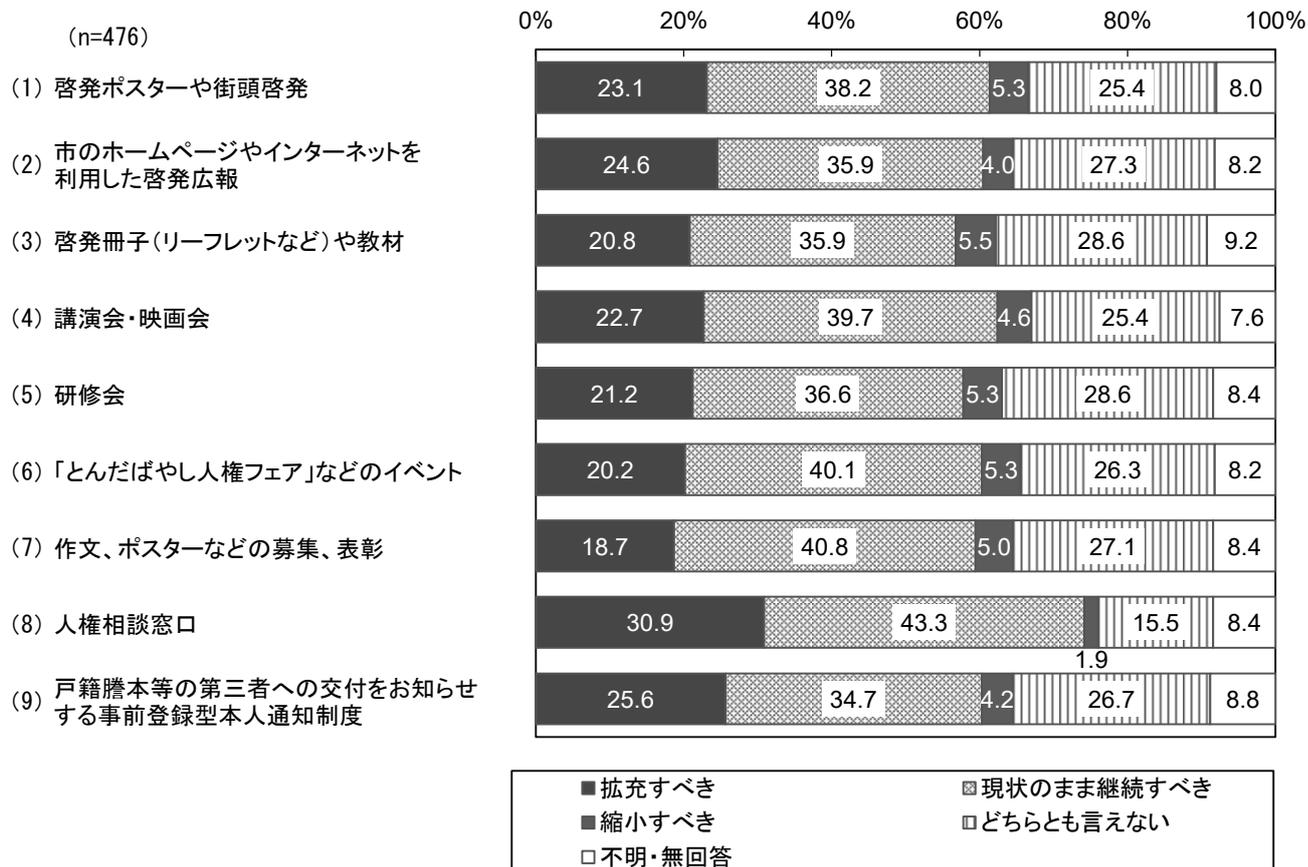


- 知らない
- 役に立った
- どちらとも言えない
- 知っているが利用・参加したことはない
- 役に立たなかった
- 不明・無回答

⑤ 市の人権施策の今後の方向

問 今後も続けていくべきだと思いますか？

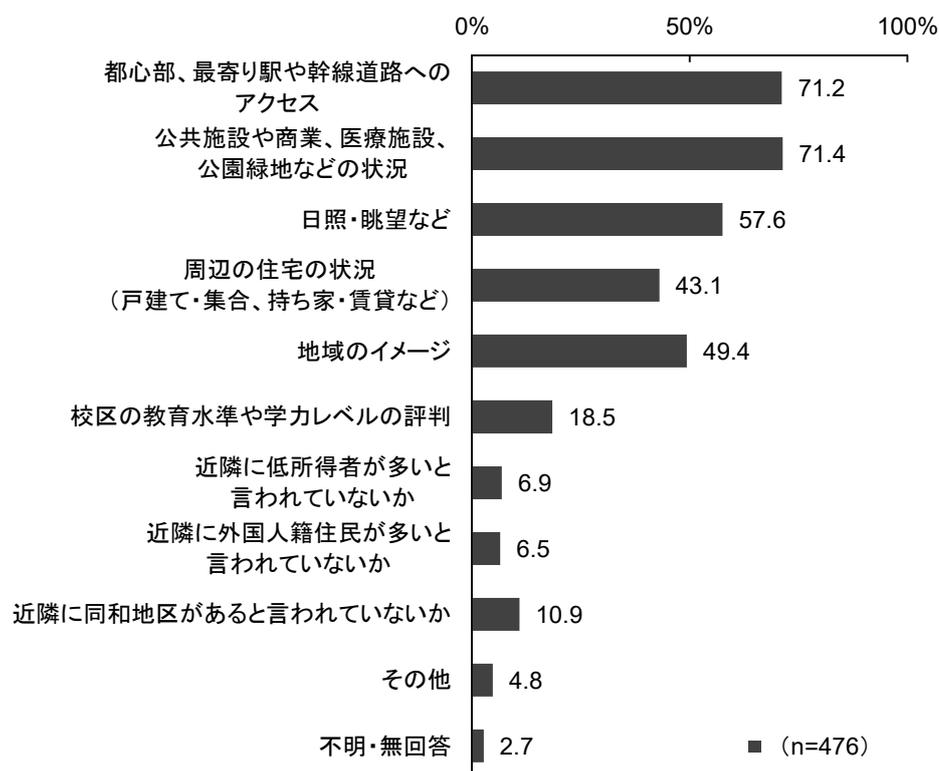
- すべての施策において、「現状のまま継続すべき」が3～4割でもっとも高く、「拡充すべき」では「人権相談窓口」がもっとも高くなっています。



⑥ 住宅を選ぶ際に重視する立地条件

問 あなたが家を買ったり借りたりする際に重視する（した）立地条件は何ですか？

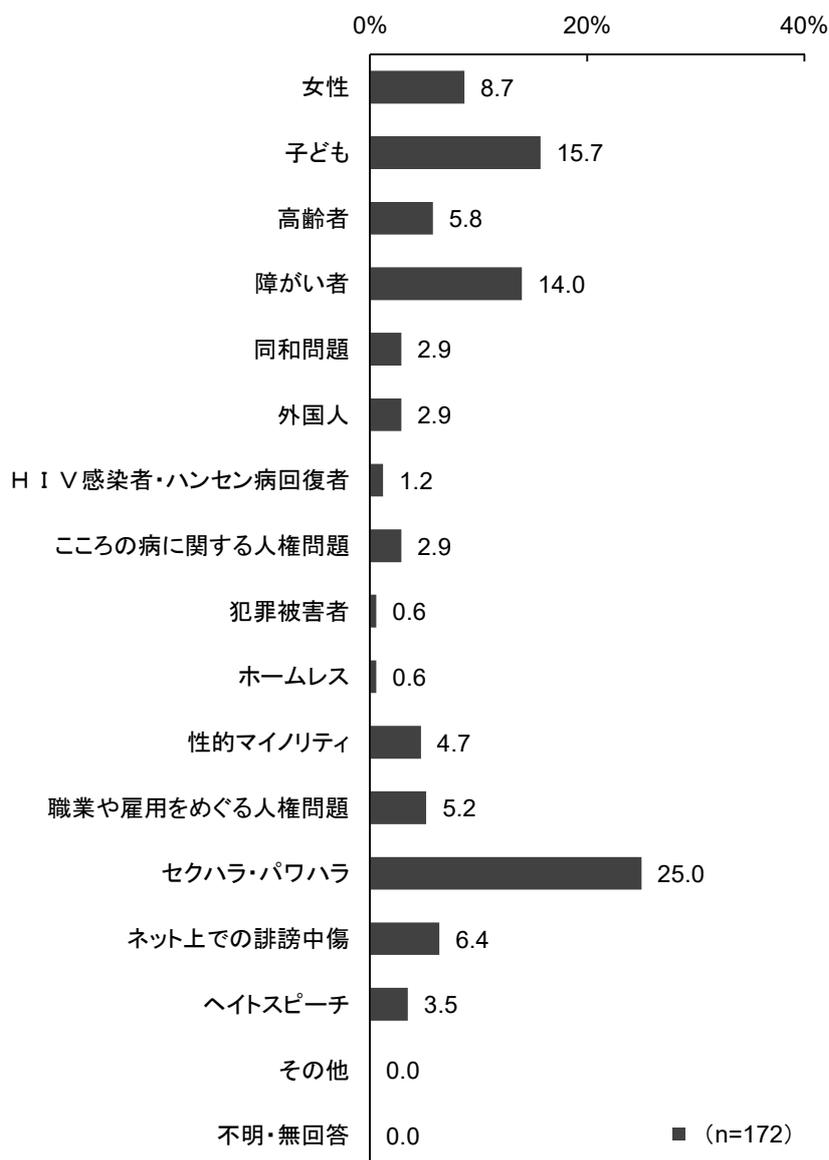
- 住宅を選ぶ際の立地条件として（物理的な立地条件以外について）、「地域のイメージ」が約5割、「校区の教育水準や学力レベルの評判」が約2割、「近隣に同和地区があると言われていないか」が約1割となっています。



⑦ 人権侵害事象への接触の状況・分野

問 （最近5年間に人権上問題と思われる言動を身近で見聞きしたことがある人における）それはどのような人権問題に関するものでしたか？

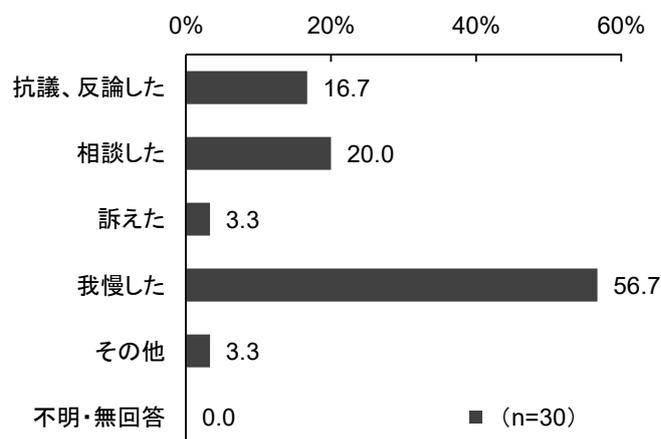
- 人権侵害事象の分野として、「セクハラ・パワハラ」がもっとも高く、「子ども」、「障がい者」と続いています。



⑧ 人権侵害事象への対応（自分自身の場合）

問 （接触した人権侵害事象が自分自身に対するものであった場合）どう対応しましたか？

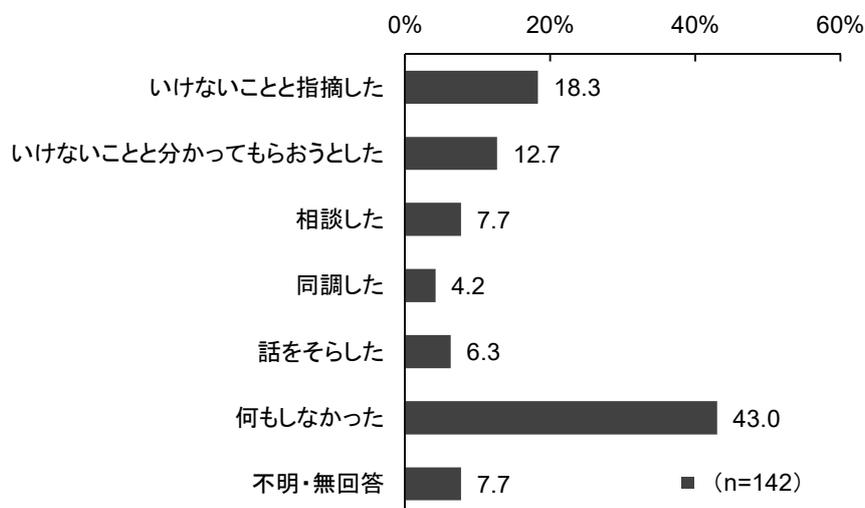
- 人権侵害事象に対して「我慢した」という人が6割弱います。



⑨ 人権侵害事象への対応（自分以外の場合）

問 （接触した人権侵害事象が自分以外に対するものであった場合）どう対応しましたか？

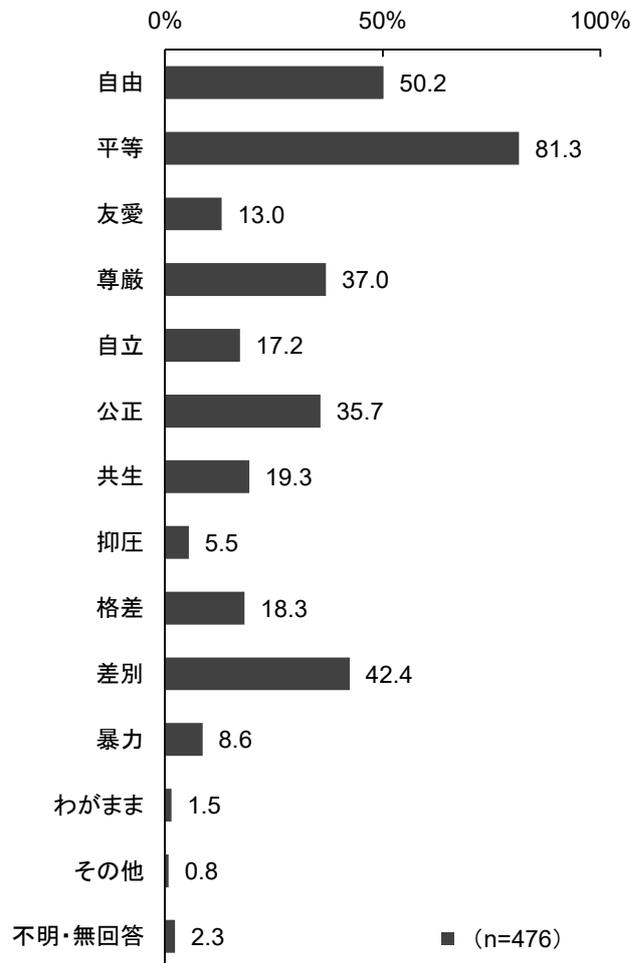
- 人権侵害事象を見聞きしても「何もしなかった」という人が4割います。



⑩ 人権から連想する言葉

問 あなたが「人権」から連想する言葉はどれですか？

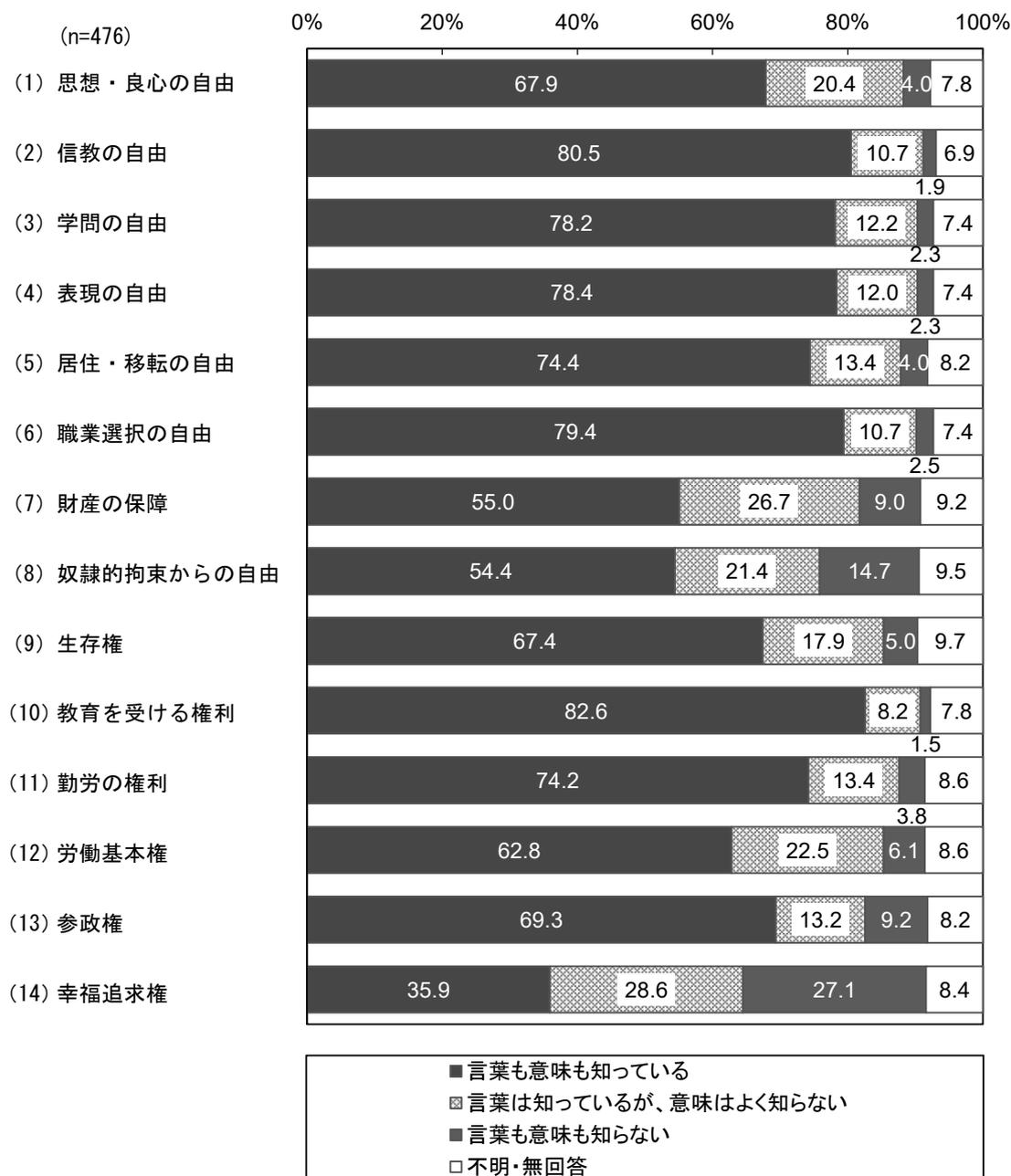
- 人権から連想する言葉として、「平等」「自由」が多く、次に「差別」となっています。



⑪ 憲法で保障される権利に対する認知度

問 あなたは、憲法で保障されている次の権利について知っていますか？

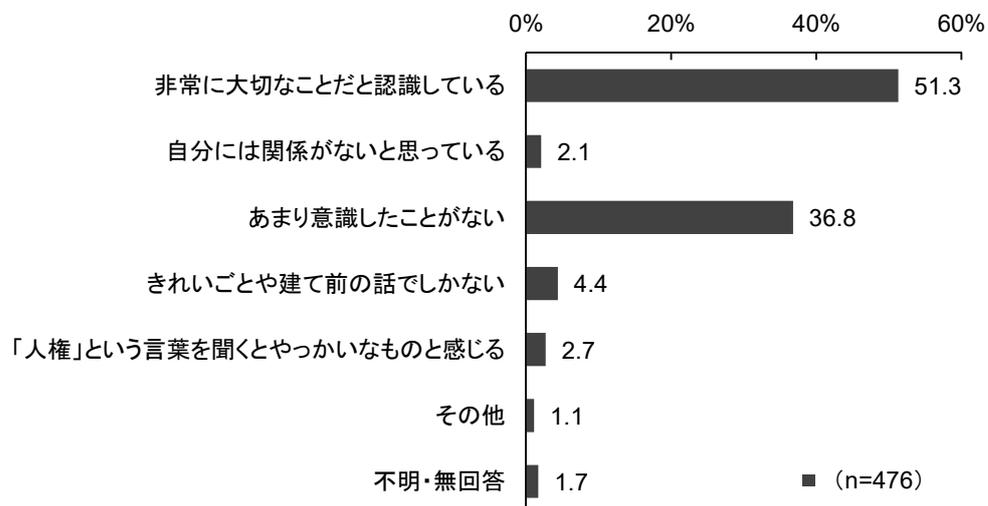
- 認知度が高いのは、「信教の自由」、「教育を受ける権利」、「学問の自由」、「表現の自由」で、9割を超えています。
- 認知度が低いのは、「幸福追求権」、「奴隷的拘束からの自由」、「参政権」が挙げられます。



⑫ 人権に対する意識

問 あなたは、「人権」についてふだんどのように意識していますか？

- 人権について、「非常に大切なことだと認識している」という人が5割いる一方、「あまり意識したことがない」という人が4割弱います。



(3) 調査結果からみた課題

■ さまざまな人権問題に対する正しい認識と理解

- ・ 同和問題について若年層での同和教育の後退が懸念され、学校教育や社会教育での取り組みが必要です。
- ・ ホームレスや外国人市民、H I V感染者やハンセン病回復者、性的マイノリティについて正しい認識と理解を持つことが必要です。

■ 基本的人権を具体的に捉える学習

- ・ 憲法で定められたさまざまな権利（市民的権利や市民的自由）について学び、基本的人権を自分自身や社会との関係で捉えることができるよう、権利教育への取り組みが必要です。

■ 人権学習の取り組み方法

- ・ 人権問題相互の関連に着目した複合学習への取り組みが求められます。
- ・ 職場や学校、地域、また性別や年齢別などに応じた人権学習を行うことが効果的です。
- ・ 趣味や実用的な学習においてもそれに関連した人権学習を行うなど、内容を工夫することも必要です。
- ・ 知識習得型の学習から、実際の態度や行動に結びつくような実践的な学習へと転換を図るため、参加体験型の人権教育プログラムや教材を活用していくことも必要です。
- ・ 人権問題の当事者やその支援者との交流は人権課題の正しい認識や理解の促進に役立ち、課題解決に効果的であることから、自発的な参加を促す取り組みが必要です。

■ 人材の育成

- ・ 人権侵害に対して傍観的な態度ではなく、問題を正しく指摘するなど自ら解決できる力を身につけ、エンパワーすることが望まれます。
- ・ 地域社会や学校、職場などさまざまな場面で人権教育や啓発を担うリーダーとしての人材養成を図ることも課題です。

■ 人権相談の充実

- ・ 複雑・多様化する人権問題に対し、相談窓口の活用や利用促進に向けた周知、さらに相談員を支える人材の養成など相談システムの強化を図る必要があります。

3 ヒアリング調査結果等からみた現状と課題

(1) 調査等の概要

① 関係団体へのヒアリング

実施日	第1回 2018（平成30）年7月20日（金） 第2回 2018（平成30）年8月21日（火）
関係団体	富田林市婦人団体連絡協議会 富田林市人権協議会 富田林市人権教育・啓発推進センター とんだばやし国際交流協会 富田林市企業人権協議会 富田林市老人クラブ連合会 富田林市身体障害者福祉協会 富田林市民生委員児童委員協議会 富田林市町総代会

② 関連する市の計画等

「富田林市子ども・子育て支援事業計画」 「第3次富田林市男女共同参画計画」 「第4次富田林市障がい者計画」 「富田林市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」 「富田林市多文化共生推進指針」 「富田林市子どもの生活に関する実態調査」結果	ほか
---	----

(2) 人権課題別の現状と課題（抜粋）

① 同和問題

- 地域の実態として経済的に低位な状況は変わっていない。
- 新たな問題としてインターネット上で差別事象が起きている。正しい情報を発信していかないといけない。
- 地域福祉という観点から隣保館施設の果たす役割が重要である。
- 若い人の部落問題への認識が低く、「寝た子を起こすな論」が多い。

② 子ども

- 子どもの問題については学校教職員の人権意識が非常に重要である。
- 家庭の経済状況が子どもの生活状態や学習面に影響を与え、格差をもたらしている。
- 親との関りが少ない子どもは孤立しやすく、自己肯定感が低くなりやすい。

- 生活困窮度が増すにつれて朝食を摂る頻度が減る傾向にあり、大人と一緒に朝食・夕食を摂る頻度もわずかに低下している。

③ 女性

- 社会で女性を排除する慣習やしきたりが今も根強く残っている。
- 政治や経済分野での女性の参画が不十分である。
- DV 被害にあった際に公的機関や専門家に相談する人が少ない。
- 子育てや介護の負担を女性に集中させるのではなく、社会全体で支える体制や意識啓発が必要である。

④ 障がい者

- 企業での障がい者雇用は進んでいるが、障がい者枠でなく一般で雇用されることを希望する障がい者への対応も課題としてある。
- 成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護を担う人材の育成・確保に取り組む必要がある。
- 交通機関や建物のバリアフリー化は十分ではなく、今後も進めていかなければならない。
- 災害時に適切な情報を提供し、避難生活における安全・安心の確保に向け、地域全体で考えていく必要がある。

⑤ 高齢者

- 企業における高齢者雇用は以前と比べると大きく変化しており、60歳で定年を迎えても継続して就労するのが当然となってきた。
- 老々介護やひとり暮らしの高齢者は年々増加している。地域としてどのように関わっていくのが課題である。
- 高齢者虐待の早期発見・未然防止に向けて、関係機関との連携の強化や相談窓口などの周知を図る必要がある。
- 認知症に対する正しい知識について普及啓発を行い、早い段階で相談につなげる必要がある。

⑥ 外国人市民

- 外国人市民が増加しているが、その生活実態が見えづらい。どのような課題に直面しているかを把握する必要がある。
- 災害時での外国人市民に対する具体的な対応が明確になっていない。的確な情報を、多言語でいかに知らせるかが課題である。

- 外国人市民の意見を市政に反映させるために、「多文化共生市民会議」（仮称）などを設置する必要がある。
- 外国にルーツを持つ子どもへの支援は、本人支援とともに、周囲の子どもへの対応も必要で、学校教育の果たす役割が大きい。小さい時から多文化に触れ、互いに尊重する態度を育むことで多文化共生を担う人材が育つ。

⑦ 性的マイノリティ

- 電話相談は全国からかかってくる。相談内容は、医療や性的指向に関する事など多様で、深刻かつ複雑になっており、関係機関へつなぐこともある。
- 性同一性障がいの場合、その多くは中学生までに自分の性に違和感を感じると言われている。
- 申請書など各種様式の性別欄を見直すことも支援のひとつである。

⑧ その他

- 電話よりもチャットメールの相談が増えており、深刻な内容が多い。
- 気持ちの問題については、じっくり話を聴くという姿勢が大切である。
- 相談に対して解決まで至らないのは、伴走型（相談者の状況に応じた総合的かつ継続的な支援）になっていないという指摘がある。
- 相談内容を分析して施策に反映させる必要がある。

4 前基本計画の総括

「富田林市人権尊重のまちづくり条例」で掲げた、すべての市民の人権が尊重される潤いのある豊かなまちを実現するため、2009（平成 21）年 3 月に策定した「富田林市人権行政推進基本計画」に基づき、自治体行政は人権行政であるという認識のもと、さまざまな人権施策に取り組んできました。しかし、近年の人権課題をめぐる情勢を鑑みたとき、新たな人権課題の発生や人権課題に対する個別の法律が相次いで成立するなど、社会情勢が大きく変化しています。このような中で、この前基本計画の取組み状況や残された課題、また今後の人権施策の方向性について検証を行いました。

前基本計画では、まず、これまで本市の行政運営において「人権」の概念についての共通認識がなく、女性や子ども、障がい者といった個別の「人権問題行政」のみを「人権行政」として捉える傾向があったために「人権行政」という考え方を矮小化させたこと。これらによって、自治体行政は人権行政であるという認識を浸透させることができなかつたということを指摘しています。そして、それらを克服するため、人権の概念について明確にし、提起された 3 つの視点を本市における今後の人権行政の出発点として、人権行政を市民と共に推進していくことをめざしてきました。

人権行政の推進にあたっては、「富田林市人権行政推進会議」を新たに組織するとともに、すべての部署に「人権教育・啓発推進員」を配置し、庁内連携体制の強化を図ってきました。しかし、人権行政の基本的な認識が行政運営全体に十分浸透したとは言えず、推進員体制についてもすべての部署で職場研修が実施されていないなど、十分機能しているとは言えない状況があります。

一方、人権教育・啓発の取組みについては、市民意識調査の結果から、憲法で保障されているさまざまな権利や自由についての認識に課題がみられることや、人権侵害事象に対して抗議や反論をせず我慢している人や何もしなかつた人が多いことから、権利の主体としてエンパワーできていないことが考えられます。個別の人権課題についても、同和問題に対する若年層の認識度や、ホームレス、外国人市民、H I V感染者やハンセン病回復者に対する態度や認識に課題がみられます。

これらの原因としては、行政内部において依然として「人権」に対する共通認識がなく、市民については教育機関で実効性のある「権利教育」が十分なされていないことが考えられます。

人権行政に対する認識は行政運営の基本であることから、今後とも、「人権」の概念について共通認識を持って人権行政を推進するとともに、自分自身が権利の主体としてエンパワーすることを目標とする人権教育・啓発に取り組んでいくことが必要です。

第4章 計画の策定方針と施策の体系

1 計画の策定方針

自治体行政は、近代市民社会の原理である市民的権利と市民的自由を確立・保障することを目的としています。つまり、自治体行政は人権行政です。

本市では、この自治体行政は人権行政であるという認識のもとに行政運営に取り組めます。

その推進にあたっては、行政だけでなく市民においても「人権」の概念について共通認識を持っておく必要があることから、本計画では、前基本計画で提起された3つの視点を継承し、すべての人の基本的人権の確立・保障をめざします。

人権行政のための3つの視点

1 自治体行政＝人権行政

自治体行政の目標は、憲法の理念を地域社会で実現することであり、人権部局以外のセクションも自治体行政は人権行政であるという共通認識に立ち、すべての人の基本的人権を確立・保障しなければなりません。

2 自治体職員の役割

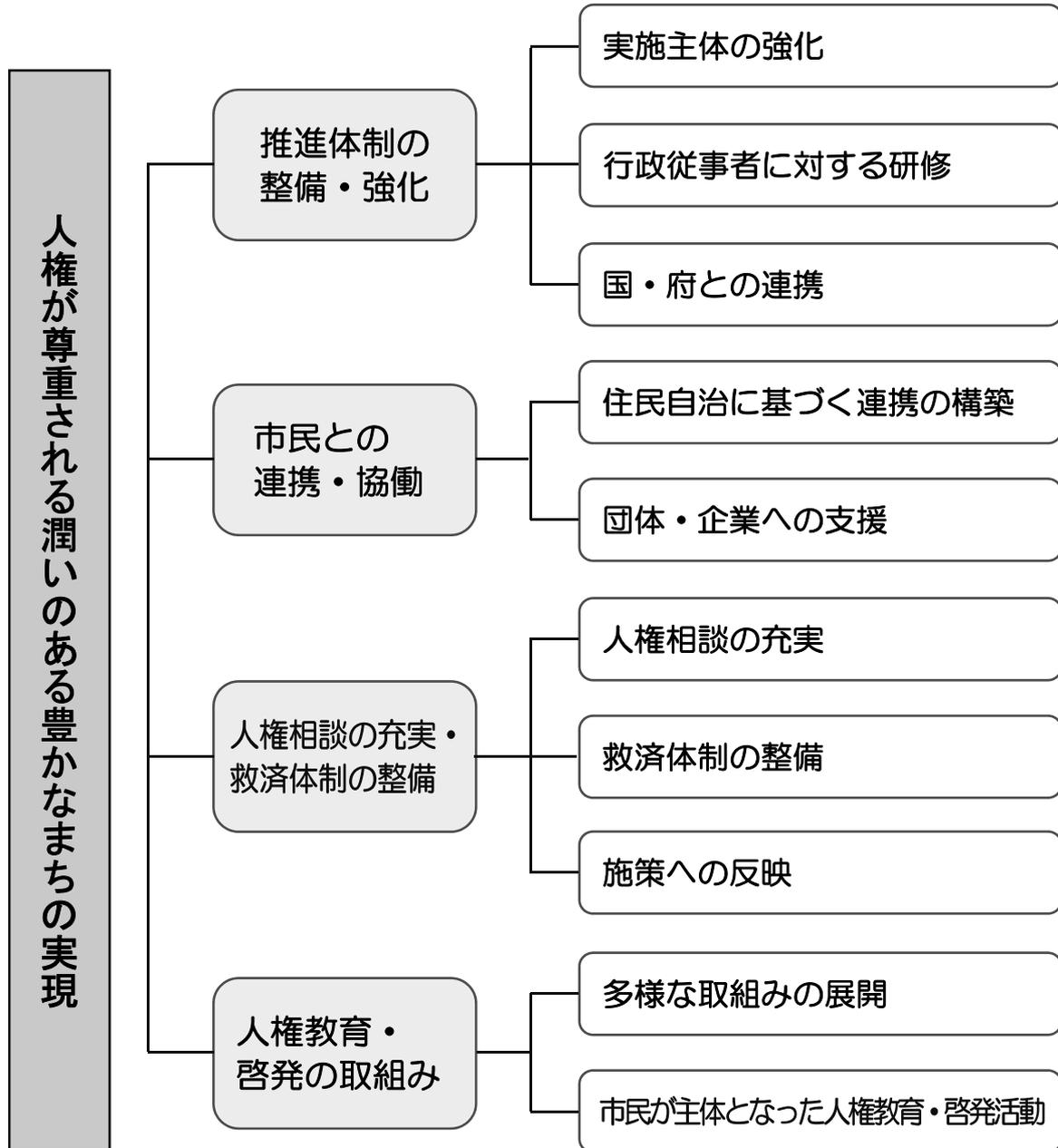
市民のさまざまな権利の確立・保障に深く関与している職員は、日頃から人権認識を培い、人権の確立について自らの問題として認識することが求められます。

3 市民主体の市民参画による啓発活動の創造

人権教育・啓発は行政側からの一方的なものではなく、権利の主体として市民側からの自主的な取り組みとして行うことが大切です。

2 施策の体系

「人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現」をめざして、人権行政を総合的・横断的に推進します。



第5章 人権行政の推進

1 人権行政の基本的なあり方

(1) 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。この理念は、世界人権宣言や憲法にも謳われています。

すべての人が無条件の個人として尊重されることは人権の根幹であり、誰からも支配や抑圧を受けず、自由・自立・自尊の人格を持って存在しています。そして、すべての人が生命・自由・幸福追求の権利を有しており、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的もしくは社会的出身、財産、門地、又はその他、障がいの有無、貧富の差などいかなる事由による差別を受けることなく、ひとりの人間として尊重され、幸せに安心して自分らしく生きる権利を有しています。

すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには各人の人権が調和的に行使されること、すなわち「人権の共存」が達成されなければなりません。つまり、すべての人が人権の意義及びその尊重と共存の重要性について認識を深めるとともに、自分の権利の行使にともなう責任を自覚し、他人の人権についても尊重することが求められます。

(2) 人権行政の取組み方針

自治体行政は、近代社会における市民的権利と市民的自由を確立・保障することを目的として成り立っています。つまり、「教育」「福祉」「労働」「移動」「健康」「医療」「防災」など市民生活のさまざまな分野で、市民の幸福追求に関わっていることから、自治体行政は人権行政であると言えます。

また、憲法の第3章「国民の権利及び義務」において具体的な市民的権利と市民的自由を保障しているように、憲法の理念である国民主権、平和主義、基本的人権の確立・保障を地域社会で実現していくことが自治体行政の目標であり、存在意義でもあります。それらは、さまざまな人権問題を解決していく行政の総合的な取組みによって深まっています。

このことから、人権行政を推進するにあたっては、人権部局だけでなくすべての職員が人権の概念について認識を深め、すべての人の基本的人権を確立・保障するという自治体の存在意義を理解し、自治体行政は人権行政であるという認識に立って施策に取り組めます。また、市民についても、一人ひとりが権利の主体として認識し、自ら行動できるといったエンパワーできる取組みを進めます。

2 推進体制の整備・強化

(1) 実施主体の強化

自治体行政は、憲法の下につくられた各種の法体系に関わる業務を担い、それに応じたさまざまな部局から成り立っています。したがって、人権行政は、人権部局だけではなく行政全体として、つまり「総合行政」として取組まれなければなりません。また、個別人権課題については、単なる教育・啓発だけに留まるのではなく、「施策・対策」と「教育・啓発」を一体的に推進することで効果的な取組みとなります。

そのためには、これらを庁内で総合調整できるセクションが不可欠です。人権政策部門が総合調整部門として主導的な役割を果たし、総合行政として人権のまちづくりを進めていく必要があります。

庁内横断的な組織である「富田林市人権行政推進会議」についても、政策調整機能としての役割を担い、政策提言ができるなど、運営を活性化させて人権行政を全庁的な取組みに結びつけます。

「人権教育・啓発推進員」については、「富田林市人権行政推進会議」と連携し、その体制強化を図ります。

(2) 行政に従事する者に対する研修

自治体職員は、市民の教育を受ける権利、社会保障を受ける権利、勤労の権利、居住や移動の自由、生命・財産の権利などさまざまな権利の保障に深く関与していることから、すべての部署で人権尊重の視点に立って業務に取り組むという姿勢が重要です。そのためには、すべての職員が人権の確立を自らの問題と認識し、そして業務を通じて人権課題に気づき、その解決に向けて積極的に関わることが求められます。

今後、すべての職員が人権について自己認識を深め、自分の仕事を通じて人権確立に寄与するという積極的な意識を醸成していくため体系的な人権研修を行うとともに、各職場で日常の業務に即した人権研修を実施できるよう、「人権教育・啓発推進員」に対する研修の充実やその機能強化を図ります。

また、教職員については、学校は基礎的な人権学習の場であるという認識がもっとも大切です。そのため、子どもの人権を守る立場から現場にあった実効性のある研修が必要であり、より実践的な教育指導方法やスキル取得を中心とした研修を計画的に実施するよう努めます。

(3) 国・府との連携

本市では、国や府、府内市町村と連携・協力して、さまざまな取組みを実施してきました。これらの成果は地域の実情を反映し、参考とすべき多くの視点が含まれています。また、さまざまな機関が実施した調査・研究の成果などを活用することも人権行政の推進には重要であることから、今後とも国や府等と連携した取組みを積極的に進めます。

3 市民との連携・協働

(1) 住民自治に基づく連携の構築

人権行政をより効果的に推進するには、市民自身も人権の確立を自らの課題として認識することが大切です。また、自治体行政の本旨は「住民自治」の発展であり、「住民自治」とは、市民の人権認識、権利意識を土台として、その権利に対する社会への「責任」という考え方から、市民が地域のまちづくりに積極的かつ主体的に関わることです。

このように、「人権の確立」と「住民自治」とは表裏一体の関係にあることから、今後、まちづくりの方向性として、施策の立案や策定過程、さらにその実施においても市民参画を促進し、市民との連携、協働に取り組めます。

また、人権問題や地域コミュニティが抱える問題などに取り組んでいる市民の自主的な活動と協働し、それぞれの特性を生かした役割分担のもと、自主性と主体性を尊重したパートナーシップの構築に努めます。

(2) 団体・企業への支援

地域のまちづくりを推進するには市民の参画が重要です。民間団体やNPO法人などが主体的に活動できるよう、行政として活動の場を提供するなど団体の育成支援に努めます。

また、企業についても、社会を構成する一員として市民であるという「企業市民」という考え方から、企業の社会的責任（CSR）や社会貢献が重要視されています。社会や地域と密接にかかわり、それらの発展に寄与するという点で、人権に関しても企業の果たす役割は重要であることから、企業文化として人権の確立に向けた取り組みが行われるよう支援します。

4 人権相談の充実・救済体制の整備

(1) 人権相談の充実

さまざまな機関で人権課題に応じた相談窓口が設置されていますが、人権侵害に必要な対策として、相談窓口のさらなる拡充が求められています。

従来の面接、電話による相談だけでなく、SNS の活用など多様な手法を取り入れることで、誰もが気軽に相談できるよう利用促進に努めます。また、複雑・多様化する人権課題に適切に対応できるよう、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に取り組めます。

(2) 救済体制の整備

人権侵害を受けた人に対して、救済や解決に向けた迅速な対応が求められます。人権救済については、人権擁護委員制度の周知・活用に努めるなど人権救済のための専門機関と連携を図りながら、具体的な解決の手立てや名誉の回復に向けた取り組みを進めます。

(3) 施策への反映

相談窓口に寄せられた相談内容を収集、分析を行うことで、その背景や要因が浮かび上がってきます。相談事例は貴重な情報であり、今後の人権施策の課題として捉えることができることから、それらの課題について行政内部で情報共有を行い、施策につなげます。

第6章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発の意義・目的

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000（平成12）年施行）では、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発は「人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されています。そして、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域などさまざまな場を通じて、国民がその発達段階に応じて人権尊重の理念について理解を深め、体得することができるよう、多様な学習機会の提供と効果的な手法の採用について規定しています。

これらの取組みは、学校教育や社会教育を通じて推進されるべきであり、人権尊重を生活の中に生かしていくことが求められています。

また、人権教育・啓発の中身は、市民的権利と市民的自由について自己認識を深め、その権利の主体としてエンパワーすることを目標とすることが重要です。

2 人権教育・啓発の現状と課題

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、さまざまな人権問題が生じる背景として、根本的には、基本的人権についての正しい認識や、市民的権利と市民的自由における権利の主体としての自覚が未だ人々の中に十分に定着していないことを指摘しています。

このため、憲法をはじめとする人権に関わる法令や国際条約の内容と意義について理解を深めるとともに、自分自身がその権利の主体であると自己認識するという、いわばエンパワーすることを目標とする権利教育に取り組むことが重要です。

また、特に、生涯学習、社会教育においては、より多くの市民が参加しやすい機会の提供と、市民自らの意志によって自主的に参加するような動機づけを行うことが大切です。

さらには、公益法人、市民団体、企業などとも連携を図り、地域に密着したきめ細かい活動を展開していくことも重要です。企業においては、コンプライアンス（法令遵守）や企業としての社会的責任（CSR）という観点から、社員に対して人権研修や啓発活動を行い、さらに女性、障がい者、高齢者を積極的に活用する労務管理に取り組むなど人権教育・啓発の実施主体となることが重要です。

一方、個人人権課題については、一般的に、人権教育・啓発だけが取組まれている傾向にありますが、「教育・啓発」は「施策・対策」と一体的に推進していくこ

とで効果的な取組みとなります。また、個人権課題にはさまざまな部署が関わっているため、総合的な取組みでなければなりません。そのため、個人権課題については、課題解決に向けた個別の総合的な計画が必要です。

3 人権教育・啓発の取組み

(1) 多様な取組みの展開

人権教育・啓発の最終目標は、市民的権利と市民的自由の主体としてエンパワーすることです。その取組み方法については、自分自身が市民的権利と市民的自由の主体として自覚するといったアプローチと、具体的な人権課題における社会の差別的な価値観の克服や、互いに人間としての尊厳を達成していくといった社会的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権についての認識が深まっています。

その手法として、同和問題をはじめとする個人権課題や、教育権、福祉権、労働権、財産権などさまざまな権利について、例えば、学習者同士が互いに交流する機会や身近な題材を取り上げたワークショップ、フィールドワークなどの実践的な学習を展開するなど、多様なテーマ設定と多角的な手法を取り入れて取組みます。

(2) 市民が主体となった人権教育・啓発活動

人権は、市民一人ひとりの自己認識と密接に関わる問題であることから、人権教育・啓発は行政側からの一方的なものではなく、権利の主体として市民側からの自主的な取組みとして行われることが重要です。行政としては、市民自身による人権教育・啓発活動の創造の場を提供することが今後の使命であると言えます。

また、学校教育や社会教育、国の人権擁護機関においても、発達段階に応じたさまざまな取組みが行われていますが、NPO 法人や NGO 団体、さらに企業や地域に根ざした市民団体などは、グローバルな問題からコミュニティ問題まで多種多様な活動を行っています。今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されることから、このような市民による自主的な活動においても人権教育・啓発に取組みます。

第7章 人権課題への取組み

1 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題については、「同和対策事業特別措置法」をはじめとする特別措置法により、住環境の整備などのハード面では大きな成果を上げましたが、結婚差別や住宅購入時などに同和地区を避けようとする心理的な差別意識が未だに根強く残っています。そして、同和問題の解決を口実にして、企業や官公署などに対して違法・不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。また、近年では、戸籍等の不正取得による身元調査や不動産取引における土地調査、さらに、インターネット上で同和地区の所在地や関係者の個人情報が無断で公開されたりしています。

「部落差別解消法」（2016（平成28）年12月施行）は、こうした背景のもとに成立し、「部落差別のない社会を実現することを目的」に、国や地方自治体に対し、それぞれ地域の実情に応じて差別を解消するために必要な教育や啓発、相談体制の充実などを求めています。

本市では、これまで、本市同和行政協議会からの意見具申の中で示された、人権施策を推進するための協力機関として富田林市人権協議会の活動に対する支援と連携、また総合相談事業や交流事業の実施、さらに登録型本人通知制度の導入などさまざまな施策に取り組んできました。

しかし、市内で差別落書きや差別発言が発生し、「人権に関する市民意識調査」では、同和地区に対する忌避意識や、同和問題について若年層の認知度が低いなど、今後の課題が明らかになりました。

(2) 今後の方向性

同和問題に関する差別意識の解消に向けて、「部落差別解消法」の趣旨を広く市民に周知するとともに、同和問題に対する正しい認識と理解を深めるため、学校教育・社会教育において人権教育として同和問題に関する学習を推進します。また、年齢を考慮した教育・啓発の機会拡大により同和問題に対する認知度の底上げを図ります。さらに、地域内外の交流事業や協働事業の取組みを進めるとともに、相談体制の整備に努めます。

2 子ども

(1) 現状と課題

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、子どもを権利の主体と位置づけ、ひとりの個人として人権を認めるとともに、成長過程で必要な保護や配慮についての権利を定めており、わが国も批准をしています。

しかしながら、児童虐待、いじめ、児童ポルノなどの性的搾取、子どもの貧困など、子どもたちが安全かつ安心して成長できる環境が脅かされており、子どもへの権利侵害が社会問題となっています。

特に、児童虐待については、相談対応件数が年々増加し、中には死に至らしめる重大な事案も発生しています。また、いじめを苦にした自殺が深刻化し、SNSなどインターネット上での仲間外れや誹謗・中傷など子どものいじめが多様化していることで実態の把握が困難となっています。

さらに、近年の社会経済情勢や雇用環境の悪化によって世帯間の経済格差が広がり、相対的貧困率の高さから「子どもの貧困」が社会問題となっており、親から子どもへの貧困の連鎖をいかにして断ち切るかが喫緊の課題となっています。

不登校の問題については、「教育機会確保法」が2017（平成29）年に施行され、学校外での学びを提供するなど、子どもたちが教育を受ける機会を確保する施策を国や自治体の責務とし、必要な財政支援に努めるよう求めています。

新たな課題として、病気や障がいを持つ家族の介護を担うヤングケアラーの存在が明らかになっています。家族の介護が子どもにとって過度な負担になり、子ども自身の心身の発達や人間関係、勉強、進路などにも影響を及ぼすことがあります。

本市では、これまで、子どものいじめや虐待防止に向けた取組みをはじめ、親の子育て支援や自立支援などさまざまな施策に取り組んできました。しかし、「人権に関する市民意識調査」では、「子ども」に関する人権侵害を見聞きした割合が高く、また、今後、急いで対応すべき人権課題として「子どもの人権問題」がもっとも多くあがっています。

さらに、2016（平成28）年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、家庭の経済状況が子どもの食事や放課後の過ごし方、学習環境など生活のさまざまな場面で格差をもたらしている現状が明らかになりました。これについては、地域における子どもの居場所づくりとして「学習支援事業」の実施や「子ども食堂」への支援などに取り組んでいます。

(2) 今後の方向性

子どものいじめや虐待については、さまざまな背景や要因が複雑に関連しているため、専門機関などと連携を図りながら対応していくことが重要です。その際、いじめの加害者自身も家庭で抑圧された状態に置かれている場合があるなど、いじめの背景や構造に目を向ける必要があります。児童虐待の背景には、親自身が虐待を受けて育っていたり、両親がDVを受けていたりすることが多く、親を支援する視点も欠かせません。

子どもの貧困問題については、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育、福祉などあらゆる分野からの取組みを通じて支援を要する子どもの早期発見と支援に努めるとともに、「子どもの生活に関する実態調査」から見出された課題と具体的施策をリンクさせるなど総合的に推進します。

また、ひきこもりやニートなどさまざまな問題を抱える若者が社会参加できるよう、自立に向けた支援を行います。

子どもの権利条約にあるように、すべての子どもがひとりの個人として、権利の主体として尊重される社会を実現していくことが重要です。そのためには、子ども自身も権利の主体としてエンパワーすることが重要であることから、発達段階に応じた効果的な人権教育・啓発を推進します。

3 女性

(1) 現状と課題

各国における男女格差の度合いを示すジェンダー・ギャップ指数について、わが国は国際的に低い状況にあります。また、政治、経済をはじめとするさまざまな分野における意思決定の場や、理工系分野の研究者・専門職などでは圧倒的に女性の割合が低く、その一方で、保育、看護、介護分野などは女性割合が高く、男女の偏りが大きくなっています。

この背景には、「男らしさ、女らしさ」を求めるといったジェンダー意識が社会的規範として存在し、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった固定的性別役割分担意識が影響しています。これは、配偶者からの暴力（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力が生まれる要因のひとつにもなっています。

また、近年では、JK ビジネス、AV 出演強要、デートレイプドラッグなど若年女性の性暴力被害が深刻化しています。さらには、伝統文化を理由に女性の排除を正当化するような意識もみられます。

2015（平成 27）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「ジェンダー平等の達成と女性のエンパワメント」が目標のひとつに掲げられています。また、国では、「女性活躍推進法」（2015（平成 27）年）「改正育児・介護休業法」（2017（平成 29）年）「候補者男女均等法」（2018（平成 30）年）などを制定して、ワーク・ライフ・バランスの推進や職業や政治分野での女性の参画を進めています。

本市では、これまで、富田林市男女共同参画計画（ウィズプラン）に基づき、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて、「男女共同参画関連講座」や「男女共同参画フォーラム」などの啓発事業をはじめ、女性のさまざまな悩みに応じる相談事業に取り組んできました。また、2011（平成 23）年 4 月には、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、より一層の取り組みを進めていくため、「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を制定しました。

しかし、2015（平成 27）年に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」では、男女の固定的性別役割分担意識が根強いことが明らかになっています。また、DV に関する相談件数も減少する傾向にはなく、「人権に関する市民意識調査」でも、「セクハラ・パワハラ」に関する人権侵害を見聞きした割合が高くなっています。

(2) 今後の方向性

2017（平成29）年3月に策定した「第3次富田林市男女共同参画計画（ウィズプラン）」に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、すべての男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

特に、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消を図るための啓発活動や伝統文化や慣習に対する見直しや議論を深めるといった取組み、ワーク・ライフ・バランスの推進による誰もが働きやすい環境づくり、DVをはじめとする女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備と関係機関と連携した幅広い取組みを推進します。

さらに、あらゆる意思決定の場における女性の参画促進と主体的意識の向上、女性への生涯を通じた健康支援、さまざまな困難を抱える人の自立支援にも努めます。

4 障がい者

(1) 現状と課題

誰もが、社会を構成するひとりの人間として人権が尊重され、自らが望む生活を自己決定できることは、社会のあるべき姿です。

2011（平成 23）年に改正された「障害者基本法」では、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいを理由とした差別の禁止と社会的障壁の除去について合理的配慮の必要性が規定されました。そして、これらを具体化するものとして「障害者差別解消法」が 2013（平成 25）年に制定され、2016（平成 28）年に施行されました。

2014（平成 26）年に批准した「障害者権利条約」では、インクルーシブ教育を受ける権利など障がい者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障などさまざまな分野における取組みを求めています。しかし、社会では、障がい者の尊厳を無視した悲惨な事件や虐待が起こるなど、共生社会の実現には程遠い現実があります。

雇用については、「障害者雇用促進法」の改正（2016（平成 28）年施行）などを背景に、民間企業に雇用される障がい者数は年々増加していますが、希望しても就労機会が得られなかったり、職場の理解不足や就労継続に対する支援が不足している現状があります。

また、障がい者の地域生活への移行が推進されていますが、現実には、障がい者の自立生活の基盤となる福祉施設などの設置に際し、地域住民との摩擦（施設コンフリクト）が生じたり、賃貸住宅における入居拒否などの問題が起こっています。

さらに、乳幼児健診等において早い段階から障がいや発育の遅れに気づき、早期療育を受ける子どもは増えていますが、子ども一人ひとりに応じた療育の質と量はまだ十分とは言えません。また、各年齢段階と障がいの特性に応じた切れ目のない支援が望まれますが、その体制が整っているとは言えず、多様化、重度化する障がい児の学習保障も課題となっています。

バリアフリー化については、公共施設や大規模商業施設等では進んでいますが、移動の制限や必要な情報が受け取れないなど課題があります。

本市では、各種事業や制度による自立と社会参加の推進、また障がい者への理解や雇用促進などさまざまな施策に取り組んできました。しかし、2017（平成 29）年度に「第 4 次富田林市障がい者計画」を策定する際に実施したヒアリング調査では、「障がいをオープンにしたいと考える本人や家族は多い」という意見があり、社会からの偏見や差別に不安を抱えていることが考えられます。また、「人権に関する市民意識調査」によると、最近 5 年間で見聞きした人権侵害事象の分野として、

「障がい者」が3番目に多くなっており、その内容は「不平等、不利益な扱い」が25.0%、場所として「職場」が33.3%となっています。

(2) 今後の方向性

「障害者基本法」や「障害者権利条約」「障害者差別解消法」の理念を実現すべく、障がい者の権利保障と社会参画の確保に向けて、障がい者雇用への理解と促進、インクルーシブ教育やバリアフリーの推進、虐待の防止や偏見・差別意識の解消などに取組みます。

そして、すべての障がい者が、社会、経済、文化、その他あらゆる分野に参加でき、障がいのある人もない人も、相互理解と支え合いのもと、地域で共に安心して暮らせる共生社会の実現をめざして、「第4次富田林市障がい者計画」に掲げた各施策を推進します。

5 高齢者

(1) 現状と課題

わが国の高齢化は、世界に類を見ない急速なスピードで進んでおり、高齢化率は27.7%（平成29年10月1日現在）となっています。今後も高齢者人口は増加し、その一方で総人口は減少する見込みであることから、2025（平成37）年には高齢化率は30%を超えると予測されています。

高齢者の増加にともない、認知症などの要介護者も増加しています。そして、施設や家庭における身体的・心理的虐待や介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動の制限などは、心身の機能が低下した高齢者の被害が多くなっています。加えて、高齢者を狙う悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否など高齢者に対するさまざまな人権侵害が起こっています。

国では、2004（平成16）年の「改正高年齢者雇用安定法」により、企業に対して段階的に「定年制の廃止」「定年引き上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じるよう義務づけました。2007（平成19）年には「改正雇用対策法」が施行され、企業が求人をする際に年齢制限を設けることを原則禁止しています。

また、2006（平成18）年に施行された「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待について定義をし、家庭における養護者及び施設従事者等による虐待への対応として、市町村への通報が規定されています。

本市の高齢化率は28.7%（平成29年9月30日現在）で、全国平均を上回っています。

本市では、2006（平成18）年に高齢者支援の拠点として市内3箇所地域包括支援センター（ほんわかセンター）を設置し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、地域ぐるみで高齢者の生活を支えるしくみづくりに取り組んできました。

2013（平成25）年には、「認知症になっても笑顔で暮らせる富田林」をめざして「第2次富田林市認知症対策5ヶ年計画（MEET★富田林推進プラン）」を策定し、認知症の普及啓発に取り組み、現在は認知症高齢者支援策の充実に取り組んでいます。

また、2007（平成19）年に「富田林市高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、高齢者の虐待防止に取り組んでいます。

「人権に関する市民意識調査」によると、高齢者の人権問題に対する認知度は高く、今後、急いで対応すべき人権課題として「高齢者の人権問題」が2番目に多くなっており、特に、年齢が高いほど早急に対応すべきと考えています。

(2) 今後の方向性

「富田林市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を着実に推進し、高齢者の尊厳保持と権利擁護として、高齢者虐待に関する取組みを進めるとともに、成年後見制度等の制度の利用周知に取り組めます。

また、高齢者がその経験と能力を生かし、高齢社会を支えるためのさまざまな社会的活動に積極的に参加できるよう条件整備を進めます。また、意欲と能力のある高齢者が、高齢であることを理由に就労の場から排除されない社会の実現に努めます。

若年性の認知症者の早期発見や、認知症を発症しても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する理解の促進や、医療、介護、地域が有機的かつ包括的に機能できるよう施策を推進します。

このように、高齢者への虐待防止をはじめ、高齢者の社会参加の促進、介護を担う家族のケア、認知症への理解やサポーターの養成など、高齢者が地域で活躍し、家族も安心していきいきと暮らせる社会をめざします。

6 外国人市民

(1) 現状と課題

2017（平成 29）年末のわが国の在留外国人数は約 256 万人（人口の約 2％）で過去最高となりました。国籍・地域別でみるとベトナム人の増加が顕著です。

本市においても同様の傾向がみられ、2017（平成 29）年末現在 1,114 人（人口の約 1％）で過去最高となり、国籍・地域別ではベトナム人がこの 5 年間で 3 倍に増えています。

日本に生活する外国人や外国にルーツを持つ人たちは、在日韓国・朝鮮人、移住労働者、技能実習生、中国からの帰国者、国際結婚した人、国際結婚で生まれた子ども、日本国籍者などその立場や置かれた状況はさまざまです。

「外国人住民調査」（法務省・2016（平成 28）年度）によると、外国人であることを理由に侮辱されるなど、差別的なことを言われた経験のある人は約 3 割で、住居を探した経験のある人のうち、外国人であること及び日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた経験のある人がそれぞれ約 4 割にのぼります。また、仕事を探したり、働いた経験がある人のうち、外国人であることを理由に就職を断られた経験がある人は 4 人に 1 人の割合であるなど、外国人の人権に関わる問題が明らかになりました。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排除しようとする不当な差別的言動であるヘイトスピーチが社会問題化したことにより、「ヘイトスピーチ解消法」が 2016（平成 28）年に施行されました。これを機に、自治体によるヘイトスピーチ対策条例の制定への動きなどにもつながり、街頭での大規模デモなどは減少しましたが、その一方で、インターネット上での差別的な書き込みは拡散されています。

府内には、多くの在日韓国・朝鮮人が生活しています。今も就職、結婚、入居に関する差別や差別落書き、差別発言などの人権侵害が起きており、このような差別を避けるために、本名ではなく日本名（通名）で生活する人たちが多くいます。

一方、最近渡日してきた人たちは、言語、生活習慣の違いから情報が入りにくく、日常生活での困難を抱え、労働賃金や労働時間において不利な立場に置かれるという問題も発生しています。

このように、外国人市民に対して、住居、労働、福祉、医療、教育などさまざまな分野で人権の確立を図るべき課題があり、また参政権や国籍条項という制度上の大きな課題もあります。

本市では、2006（平成 18）年に「外国籍市民アンケート調査」を実施し、その結果を受けて、2009（平成 21）年に「多文化共生推進指針」を策定しました。取組みとして、日本語学習支援や通訳・翻訳サポート、多文化交流会などさまざまな施策

を実施してきました。しかし、「人権に関する市民意識調査」から、住宅を選ぶ際に重視する立地条件として、外国籍住民に対する忌避意識がみられました。

また、この 10 年で本市に暮らす外国人市民の状況は大きく変化し、(特活) とんだばやし国際交流協会では通訳を派遣するなどコミュニケーション支援を行っていますが、地域で暮らす外国人市民が必要とする情報や行政サービスの把握が十分ではなく、具体的な支援が届いていない可能性があります。例えば、日本語の理解が十分ではない外国人市民は災害時の要配慮者に含まれていますが、災害時の情報入手や避難誘導などの具体的な方法については検討が必要です。

(2) 今後の方向性

(特活) とんだばやし国際交流協会との協力関係のもと、外国人を含むすべての市民の平等を保障する取組みを充実させるとともに、市民参加のまちづくりを推進していくため、外国人市民の声が市政に届くよう努めます。

また、地域の多文化共生に向けた体系的・長期的なビジョンである「多文化共生推進指針」を現状に対応できるよう見直し、市民と外国にルーツを持つ人との共生の推進をさらに図ります。

今後とも、教育、労働、福祉、医療、防災などさまざまな場面で多言語による情報提供や生活支援を行うとともに、交流機会の拡大や国際理解教育の推進、生活習慣や文化の違いを互いに尊重し合う多文化共生意識の啓発など、外国人市民も地域社会のひとりとして、安心して住み続けられる多文化共生のまちづくりをめざします。

7 インターネット

(1) 現状と課題

インターネットは、利便性や有益性がある一方で、情報発信の容易さや匿名性から、犯罪行為や差別的言動、プライバシーの侵害を助長する場ともなっています。近年では、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を使ったいじめや仲間外し、誹謗・中傷などの書き込みが行われ、さらには、それが性犯罪被害につながるなど人権侵害が増加しています。特に、スマートフォンの普及により、大人だけでなく、子どもにもインターネットの利用がより身近で手軽なものとなったことで、子どもが巻き込まれるトラブルが増加しています。

一旦、情報が掲載されてしまうと爆発的な速さで拡散してしまい、個人の力で削除することは難しく、業界による自主規制や行政機関からの削除要請、法的手段などさまざまな対応が講じられていますが、必ずしも解決につながっているとは言えない状況です。

本市では、人権啓発冊子や情報関連講座などさまざまな施策を通じて、インターネットの危険性や正しい利用方法について啓発に取り組んできました。

しかし、「人権に関する市民意識調査」では、今後、急いで対応すべき人権課題として、「インターネットによる人権侵害」をあげる人が多くみられ、また人権侵害事象を見聞きした場所として、「インターネット」が17.4%となっています。

(2) 今後の方向性

大人も子どももインターネットの特性を知り、人権侵害や犯罪の被害者だけでなく加害者にもならないよう、安全で適切なインターネットの利用について学ぶ必要があります。

インターネットの適切な利用や自らが発信する情報に責任を持つ姿勢を促すとともに、自分の権利を守り、相手の人権も尊重する教育・啓発に取り組めます。

また、SNS やインターネット上での人権侵害については、関係機関等と連携を図るなど迅速な対応を行い、相談、支援に取り組めます。

さらに、インターネットからの情報を受け手として鵜呑みにするのではなく、それらを主体的・批判的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を高めるための取り組みを推進します。

8 性的マイノリティ

(1) 現状と課題

「性」を構成する要素として、「身体の性」「社会的な性」「心の性」「好きになる性」などがあり、これらの組合せによってさまざまな性のありようが存在します（性の多様性）。しかし、社会ではそのことが十分認識されておらず、一般的に「身体の性」と「心の性」は一致しており、異性愛が当然であるという認識が大多数を占めています。こうした中、性的マイノリティに対する差別や偏見、また性的マイノリティの存在に気づかず、無意識に排除するといったことが起こっています。

例えば、「身体の性」と「心の性」が一致しない性同一性障がいの方は、学校や職場で性別の制服の着用に苦痛を感じたり、外出先でトイレを使用する際に心理的な負担があるなど、日常生活を送るうえで生きづらさを抱えています。そのため、周囲の言動に傷つき、自分自身を否定したり、性的マイノリティであることを隠したりしてきました。そうした当事者の思いにもかかわらず、本人の同意を得ずに、公にしている性的指向などを他者に暴露するアウティングが問題となっています。

2004（平成16）年、法律によって、性同一性障がいである一定の要件を満たせば戸籍上の性別変更が認められるようになりました。近年では、同性カップルに対して、日常生活でパートナーの関係であることを認める取組みも広がりをみせています。

また、従来では、性的マイノリティを表す言葉として「LGBT」が使われていますが、性の多様性の視点に立つと、これに含まれないセクシュアリティを持つ人たちが存在することから、今では「SOGI」という言葉が使われています。これは、すべての人に関わる「性的指向」（恋愛などの対象となる性別）と「性自認」（自分の性別に対する認識）を表すもので、性的マイノリティは特別な存在ではないという思いが表されています。

本市では、職員や市民に対して、性的マイノリティに関する正しい理解が促進されるよう研修や啓発を実施してきました。また、（一社）富田林市人権教育・啓発推進センターでは、当事者やその家族などを対象に、専用の相談窓口「にじいろホットライン」を開設しています。

また、「人権に関する市民意識調査」から、性的マイノリティの人に対する認識が年齢によって異なり、世代による意識の違いがうかがえます。

(2) 今後の方向性

自分の「性的指向」や「性自認」に気づくのは小学生や中学生のころが多く、性的マイノリティの人もこの時期に自覚すると言われています。そのため、性的マイノリティの児童・生徒へのきめ細かな対応に努めるとともに、周囲や教職員の理解を促進します。

また、「改正・男女雇用機会均等法」において「セクハラ指針」が見直され、性的マイノリティに対するセクシュアル・ハラスメントも対象となることを企業に周知するなど、職場における性的マイノリティの人権を保障し、差別や偏見の解消に努めます。

性のあり方はさまざまで、一人ひとり違うという「性の多様性」を認め合い、「性的指向」及び「性自認」を理由とする差別や偏見をなくすとともに、当事者それぞれの思いに寄り添いながら課題解決に取り組んでいく必要があります。

それぞれのライフスタイルに応じて自己決定ができ、権利が保障されるよう、社会的慣行や各種制度、手続き等を見直すことで、誰もが自分らしく生きることができる社会をめざします。

9 さまざまな人権課題

9-1 HIV感染者

(1) 現状と課題

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、人の免疫にかかわる細胞を破壊するウィルスで、HIVによる感染症が重症化した病態がエイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）と呼ばれています。

1980年代に症例が報告された当初は治療方法がなく、“死の病”と恐れられましたが、1990年代後半にHIVの増殖を抑える治療法が導入され、エイズの発症を防ぐことができるようになりました。

現在では、HIV感染症は慢性疾患のひとつであるにもかかわらず、エイズに対する正しい知識の不足から偏見や差別があり、特に、同性愛者とエイズに対する偏見を増幅しました。そのため、HIV感染者が医療現場において診療拒否をされたり、職場で病気をオープンにできないなど、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって現れています。「人権に関する市民意識調査」においても、HIV感染者を避ける意識がみられます。

また、予防行動やHIV検査受検は不十分で、国内のHIV感染者とエイズ患者の年間新規報告件数は、1,500件程度の横ばいで推移しているのが現状です。

(2) 今後の方向性

HIVは、日常生活での接触では感染することはなく、また適切な予防対策をとることで感染を防ぐことができます。HIV感染者やエイズ患者が安心して治療を受け、働き、生活できる社会を築けるよう、正しい知識と理解を深める教育・啓発を行い、偏見、差別意識の解消に取り組めます。

9-2 ハンセン病回復者

(1) 現状と課題

ハンセン病は、遺伝病ではなく非常に感染力が弱い感染症で、治療薬の開発によって完治する病気となっています。しかし、それ以後も、強制的な隔離や不妊手術など患者本人への極めて重大な人権侵害が続き、その家族も地域の中で孤立し、結婚や就職が断られるなど差別と偏見が助長されてきました。1996（平成8）年によりやく「らい予防法」が廃止され、国による隔離政策は終了しましたが、ハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件が起こるなど、依然として、差別や偏見が根強く残っています。

2008（平成20）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、ハンセン病回復者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を送るための基盤整備や偏見と差別の解消、福祉の増進、名誉の回復等について、国や地方公共団体の責務が明記されました。

現在、ハンセン病療養所に入所している人たちは、すでに病気は完治していますが、未だに社会に根強い差別や偏見があることや、親族との交流が絶たれるなど身寄りがなく、また後遺症による障がいや高齢などの理由によって、療養所での生活を余儀なくされているのが現状です。一方、地域で暮らすハンセン病回復者については、安心して介護や治療が受けられるよう、支援していくことが課題となっています。

(2) 今後の方向性

これまでのハンセン病対策の誤りを二度と繰り返さないことが大切です。今後とも、根強い偏見、差別意識の解消に向けてハンセン病問題に関する正しい知識と理解を深める教育・啓発を行うとともに、ハンセン病回復者の社会復帰に向けた支援と地域で安心して暮らし続けられるよう医療や住宅、福祉に関する支援に取り組みます。

9-3 犯罪被害者とその家族

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、犯罪そのものによる身体的、精神的、経済的な苦痛に加え、マスメディアによる過剰な取材やプライバシーの侵害、周囲からの興味本位のうわさや心ない中傷などによって、私生活の平穏が脅かされるといった二次的な被害を受けることがあります。また、被害を受けた原因が被害者自身にあるかのように誤解され、孤立してしまうことがあります、必要な支援を受けられずにいます。

国では、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、適切な施策と途切れない支援について定めました。

大阪府では、2006（平成18）年に、犯罪被害者支援に関する施策の基本的な考え方を明らかにした「大阪府犯罪被害者等支援のための取組方針」を策定し、平穏な日常生活への復帰支援と犯罪被害者等を支える社会づくりを柱とする取組みを進めています。

本市としても、犯罪被害者とその家族が受けた被害を回復又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、関係機関と協力して啓発活動を行ってきました。

(2) 今後の方向性

犯罪被害者とその家族が置かれている状況や心情に配慮し、再び平穏な生活を営むことができるよう啓発や支援に取り組めます。

9-4 ホームレスの人

(1) 現状と課題

ホームレス状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など、さまざまな要因の結果として路上生活などを余儀なくされています。しかし、社会では自己責任論が強く、ホームレスの人を差別や偏見の眼差しで見る傾向があり、人権を侵害する事件が起こっています。

近年、2015（平成27）年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業の実施にともなって居宅移行が進み、全国的にホームレスの人数は減少傾向にありますが、ネットカフェなどで寝泊まりしながら不安定就労に従事する若者が増えています。彼らもまた、さまざまな要因から生きづらさを抱えていることがあります。

国が毎年実施する「ホームレスの実態に関する全国調査」によると、公的な相談窓口を利用する人は少数にとどまり、ホームレスの状態から抜け出すための支援につながっていない状況がうかがえます。2002（平成14）年に10年間の時限立法として施行された「ホームレス自立支援法」が数度にわたる改正で期限が延長されているのは、ホームレスの問題が解決していないことを表わしています。

大阪府では、これまで、府及び府内全市町村が設置する「大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会」において、広域体制で施策に取り組んできました。そして、「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（2016（平成28）年2月策定）に基づき、ホームレスの自立支援等事業を共同で実施しています。

本市では、ホームレスの人への偏見や差別意識の解消に向けて啓発活動を行ってきました。しかし、「人権に関する市民意識調査」では、ホームレス状態にある人を避ける傾向がみられます。

(2) 今後の方向性

ホームレスを生み出す社会構造的な問題に関心を高めるとともに、自立支援のためには一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が必要です。

ホームレスの人に対する差別や偏見をなくすため、正しい知識と理解を深める教育・啓発を行うとともに、引き続き、「生活困窮者自立支援法」に基づく事業を実施することにより、地域社会において自立生活の支援に取り組めます。

9-5 その他の人権課題

(1) 現状と課題

うつ病や統合失調症など「こころの病」は、周囲から理解を得にくい状況にあります。

「アイヌの人々」は、近世以降の同化政策によって独自の生活様式や文化が否定され、またアイヌ民族であるという理由で就職差別や結婚差別などさまざまな人権侵害を受けています。

「刑を終えて出所した人」が社会復帰をめざす際に、思い込みや偏見から仕事に就けなかったり、住居の確保が困難など厳しい現実があります。そうした状況から本人の社会復帰意欲が削がれ、再犯につながってしまうこともあります。

「北朝鮮による拉致問題」は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされていますが、未だ全容解明には至っておらず、突然家族を奪われた拉致被害者の家族の苦しみは計り知れません。

東日本大震災による原子力発電所事故の影響から風評被害が広がり、避難者が宿泊を拒否されるケースや、避難先で子どもがいじめを受けるなどの人権侵害が起っています。

この他にも、性的搾取や強制労働等を目的とした「人身取引」、顔や身体に大きなアザや病変、外傷などがある人たちの総称である「ユニークフェイス」、先天的に肌や髪などの色素が少ない「アルビノ」などさまざまな人権課題が存在しており、加えて遺伝子工学や医療技術の急速な発展にともない、遺伝子情報の管理なども人権問題として認識されています。

本市では、さまざまな人権課題に対して教育・啓発に取り組んできました。また、それに加えて、中学校における「いのちの教育」やひきこもりなど子ども・若者支援に係る取組み、生活困窮者に対する取組み、市民後見人の養成など、業務で関わる身近な人権課題にも積極的に取り組んできました。

(2) 今後の方向性

社会におけるさまざまな問題を人権の視点で捉え、その置かれた状況や現実を正しく知ることが重要です。そのため、今後の取組みとして、憲法をはじめ世界人権宣言や国際条約で定める諸権利について学ぶなど、人権に対する認識を培うとともに、複雑・多様化する個人人権課題に対して正しい知識と理解を深めるための人権教育・啓発に取り組めます。これによって、すべての人が無条件の個人として尊重され、市民的権利と市民的自由が保障・確立された地域社会をめざします。

第8章 計画の進行管理

1 進行管理

自治体行政を人権行政として推進していくには、職員自身が業務内容と人権との関わりを十分認識しておく必要があります。そのため、行政内部の人権行政に対する認識状況の把握に努めます。

また、本計画に基づいて実施する施策は、社会情勢の変化や新たな人権課題に適切に対応していかなければなりません。そのため、すべての施策を人権確立の視点から捉えて目標を設定し、経年比較するなどその進行管理を行います。その際、PDCAサイクルによって絶えず見直しや改善等を行い、効率的・効果的な施策の実施に努めます。

2 評価結果の公表

本計画の進行管理については、毎年、とりまとめを行い、「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」に報告します。

また、人権行政の推進は市民の権利の保障と確立に密接に関わるものであることから、その評価を広く市民に公開します。

資料

用語解説

初出頁	用語	解説
P1	ヘイトスピーチ	特定の人種、民族、宗教、性的指向などを持つ人を合理的な理由なく、中傷、排斥し、差別をあおる言動。
P2	エンパワー	本人が本来持っている潜在能力を引き出し、判断力や自己決定力、行動力などが発揮できるようになること。
P2	性的マイノリティ	同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、性同一性障がい者など、性的少数者の総称。
P22	チャット	インターネット上で参加者がリアルタイムにコミュニケーションすること。
P30	SNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)	インターネットを介して、人々と交流できるコミュニケーション・サービスの総称。
P31	コンプライアンス(法令遵守)	企業が法律や社会的規範などルールに従って公正・公平に活動すること。
P29	社会的責任(CSR)	企業は、利益追求や法令遵守だけでなく、人権の尊重や環境への配慮、地域社会への貢献など、企業が市民として果たすべき責任。
P34	ヤングケアラー	慢性的な病気や障がい、あるいは精神的な問題を抱える家族をケアする18歳未満の子どもや若者。
P35	ニート	就学、就労、職業訓練、家事や家業の手伝いもしていない者を指す用語。
P36	ジェンダー・ギャップ指数	経済、教育、保健、政治の4分野における各国の男女格差(ジェンダー・ギャップ)の度合いを測る指数。
P36	ジェンダー	生物学的性別(セックス/sex)に対して、性別に基づいて「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
P36	デートDV	交際中の恋人から受ける暴力。
P36	セクシュアル・ハラスメント	優位な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動。
P36	JKビジネス	女子高校生によるサービスを売りにしたビジネス。
P36	デートレイプドラッグ	睡眠薬など、飲食物に混入させ、相手の意識や抵抗力を奪って性的暴行に及ぶ目的で使用される薬。
P36	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
P36	固定的性別役割分担意識	「男は仕事・女は家庭」など性別を理由に、役割を固定的に分け、決めつける考え方。
P38	インクルーシブ教育	障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学び、障がいの有無に関わらず、誰もが合理的配慮のもと地域の学校で教育を受けること。
P38	施設コンフリクト	社会福祉施設の新設計画が、近隣住民の反対運動によって中断、停滞するなど、施設と地域間での紛争。
P44	メディア・リテラシー	メディアからの情報を批判的に分析、評価し、かつメディアを活用して創造的に自己表現する能力のこと。
P45	アウティング	本人の了解を得ずに、公にしている性的指向や性自認を第三者に暴露すること。
P45	LGBT	L=レズビアン(女性の同性愛者)、G=ゲイ(男性の同性愛者)、B=バイセクシュアル(両性愛者)、T=トランスジェンダー(身体の性と心の性が一致しない人)これらの頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称のひとつ。

初出頁	用語	解説
P45	SOGI	Sexual Orientation (性的指向)と Gender Identity (性自認)の頭文字をとった言葉で、「ソジ」又は「ソギ」と読む。 LGBT は性的マイノリティの人たちをひとつのカテゴリーとしているのに対して、すべての人が持つ性的指向と性自認の視点からセクシュアリティを自分の問題として捉えるという考え方。
P51	ユニークフェイス	病気や怪我、先天異常などによって顔や身体に大きなアザや傷などがある人の総称として使われている。その「見た目」から差別や偏見、生きづらさを抱えることが多い。
P51	アルビノ	先天的にメラニン色素が欠乏しているため、生まれつき皮膚や髪などが白い人の総称として使われている。

法律の正式名称

初出頁	掲載法律名	法律正式名称	施行
P4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	同左	H12/2000
P5	女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	H27/2015
P5	障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	H28/2016
P5	ヘイトスピーチ解消法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	H28/2016
P5	部落差別解消法	部落差別の解消の推進に関する法律	H28/2016
P5	いじめ防止対策推進法	同左	H25/2013
P5	子どもの貧困対策推進法	子どもの貧困対策の推進に関する法律	H26/2014
P5	候補者男女均等法	政治分野における男女共同参画推進法	H30/2018
P33	同和対策事業特別措置法	同左	S44/1969 S57/1982 失効
P34	教育機会確保法	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	H29/2017
P36	改正育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	H29/2017
P38	障害者基本法	同左	S45/1970
P38	障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律	S35/1960
P40	改正高年齢者雇用安定法	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	H18/2006
P40	改正雇用対策法	雇用対策法	H19/2007
P40	高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	H18/2006
P46	改正・男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	H29/2017
P48	らい予防法	同左	S28/1953 H8/1996 廃止
P48	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	同左	H21/2009
P49	犯罪被害者等基本法	同左	H17/2005
P50	生活困窮者自立支援法	同左	H27/2015
P50	ホームレス自立支援法	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	H14/2002

第2次富田林市人権行政推進基本計画(答申)にかかる附帯意見

第2次富田林市人権行政推進基本計画を答申するにあたり、本審議会として以下のとおり意見を付します。

本審議会では、「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の策定に向けて慎重に審議を重ねてきました。また、それまでも、現基本計画の進捗状況について、毎年、審議を行ってきましたが、本市の現状として、行政内部において人権行政に対する基本的な認識が十分浸透しているとは言えない状況が窺えます。この原因として、「人権に関する職員意識調査」の結果を見ると、依然として「人権」に対する共通認識が生まれていないこと。また、人権行政を人権問題行政として矮小化して捉えていることが考えられます。

そもそも、自治体行政とは、近代社会における「市民的権利」と「市民的自由」を確立・保障することを目的としています。つまり、自治体行政は、「教育」「福祉」「労働」「移動」「健康」「医療」「防災」など市民生活のあらゆる分野において市民の幸福追求を実現し、そのために憲法の下につくられた各種法体系に関わる業務を担っています。このことから、自治体行政は人権行政であり、本来調整部局である人権部局だけではなく、すべての職員が人権の概念について認識を深め、すべての部署で人権行政に取り組むことが必要です。

現基本計画では、人権政策部門と政策推進部門がより密接な連携を行うことで人権行政を推進するとしてきましたが、先ほど指摘したように、人権行政に対する基本的な認識が十分浸透しているとは言えません。次期基本計画を着実に進めるには、職員自身が人権に対する認識を深めるとともに、人権行政を総合行政として取り組むための総合調整機能を持ったセクションとして人権政策部門と政策調整部門との一体化による機能強化を図り、まちづくりを担う政策部局として位置付けることが必要です。このことによって、初めて、真に総合的な人権尊重のまちづくりが実現するものと考えます。

自治体の本旨は「まちづくり」にあります。まちづくりの根幹は、すべての人の幸福追求を実現すること、いわば、すべての人の「市民的権利」と「市民的自由」という基本的人権を保障することです。このように、自治体運営と市民の人権確立・保障は不可分の関係にあり、これこそが自治体の存在意義たるものです。

したがって、人権政策部門を本市のまちづくりを担う政策部局として位置づけることによって、人権行政を総合行政として推進されるよう強く要望します。

2019（平成31）年2月22日

富田林市人権尊重のまちづくり審議会

会長 中島芳昭

富田林市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

区分	所属団体等	氏名
市議会議員	富田林市議会	辰巳 真司
	富田林市議会	伊東 寛光
学識経験を有する者	元市立津々山台幼稚園長	◎中島 芳昭
	元龍谷大学非常勤講師	○松本 城洲夫
	大阪大谷大学非常勤講師	浮穴 正博
市長が適当と認める者	富田林人権擁護委員協議会 富田林市地区委員会	木下 佳信
	富田林市町総代会	西野 哉行
	富田林市民生委員児童委員協議会	道簀 洋子
	(一社) 富田林市人権教育・啓発推進センター	山口 純弘
	富田林市人権協議会	田村 賢一
	富田林市企業人権協議会	大山口 公治
	富田林市老人クラブ連合会	渡邊 ヒロミ
	富田林市身体障害者福祉協会	田畑 耕作
	富田林市婦人団体連絡協議会	鶴岡 弘美
	(特活) とんだばやし国際交流協会	金 和子

◎会長 ○副会長

第2次富田林市人権行政推進基本計画策定経過

開催日	内容
2017（平成29）年 7月27日～ 8月14日	「人権に関する市民意識調査」実施
8月16日～ 8月30日	「人権に関する職員意識調査」実施
2018（平成30）年 5月28日	第1回富田林市人権尊重のまちづくり審議会 ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の策定について（諮問） ・「富田林市人権行政推進基本計画」の総括（案）について ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の骨子案について
6月15日	富田林市人権行政推進会議委員会 ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の策定について
7月20日	第1回関係団体へのヒアリング
8月21日	第2回富田林市人権尊重のまちづくり審議会 ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（素案）について
8月21日	第2回関係団体へのヒアリング
8月15日	富田林市人権行政推進会議事務局会議 ・「人権に関する市民意識調査」の結果について（報告） ・「富田林市人権行政推進基本計画」の総括（案）について ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の策定について
10月12日	富田林市人権行政推進会議事務局会議 ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（素案）について
10月25日	第3回富田林市人権尊重のまちづくり審議会 ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（素案）について
11月27日	富田林市人権行政推進会議事務局会議 ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（素案）について
12月3日	富田林市人権行政推進会議委員会 ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（素案）の作成について
2019（平成31）年 1月4日～ 1月31日	パブリックコメント実施
2月8日	富田林市人権行政推進会議委員会・事務局会議 ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（素案）に対するパブリックコメントの結果について ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（案）について
2月22日	第4回富田林市人権尊重のまちづくり審議会 ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（素案）に対するパブリックコメントの結果について ・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」について（答申）

富田林市人権尊重のまちづくり条例

(平成13年6月25日／条例第18号)

(目的)

第1条 この条例は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定める世界人権宣言の趣旨及び「国民は、すべて基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等である」ことを定める日本国憲法の理念に基づき、人権尊重のまちづくりの推進に当たっての、市及び市民の役割を明かにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もって人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現をめざすことを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策を実施するに当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努め、人権尊重のまちづくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を認め合い、人権が尊重されるまちの実現に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第4条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、市民との協働及び国、大阪府、関係機関等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 人権尊重のまちづくりに関する事項について意見を聴くため、富田林市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

富田林市人権尊重のまちづくり審議会規則

(平成13年6月25日／規則第31号)

最近改正：平成20年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市人権尊重のまちづくり条例(平成13年富田林市条例第18号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定に基づき、富田林市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第5条第1項に規定する人権尊重のまちづくりに関する事項を調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民人権部人権政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(招集等の特例)

2 施行日以後最初に行われる審議会その他会長及び副会長が欠けている場合の審議会の会議は、市長が招集し、会長が選任されるまでの間は、市長の指名する者がその会議を主宰する。

附 則(平成16年規則第10号)抄

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第19号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。